

第七十二回 参議院農林水産委員会 會議録第二十四号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)
午後一時十八分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

足鹿 覺君

杉原 一雄君

五月二十一日

辞任

龜井 善彰君

佐藤 隆君

神沢 淨君

森 元治郎君

補欠選任

森 元治郎君

辻 一彦君

補欠選任

柴立 芳文君

大松 博文君

鈴木 強君

足鹿 覺君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

初村瀧一郎君
梶木 又三君
高橋雄之助君
足鹿 覺君
鶴岡 哲夫君

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十日、足鹿覺君及び杉原一雄君が委員を辞任され、その補欠として森元治郎君及び辻一彦君が選任されました。

また本日、神沢淨君及び森元治郎君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君及び足鹿覺君が選任されました。

○委員長(初村瀧一郎君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動によりまして、理事が一名欠員とな

農林省農林経済局長 岡安 誠君

農林省構造改善局長 大山 一生君

農林省農畜園芸局長 松元 威雄君

事務局側 常任委員会専門員 竹中 謙君

説明員

大蔵省主計局主計官 梅澤 節男君

厚生省公衆衛生局長 島田 晋君

厚生省成人病課長 持永 和見君

厚生省年金局企画課長 持永 和見君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

っておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に足鹿覺君を指名いたします。

○委員長(初村瀧一郎君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)、以上二法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○足鹿覺君 私は、主として農業者年金基金法について少しばかりお尋ねをいたします。

この法律、すなわち九十六条によりまして、主務大臣が定義されておまして、この制度を實質的に監督するのは厚生、農林両大臣となっておりますわけでありまして、この制度の持つ性格につきましても、大臣と関係省に伺いたいのでありますが、他の同僚議員にも発言の機会をなるべく与えるために、私も、大部分の関連、他の大臣に関連することとは全部とはいきませんが、大幅に削りたいと思

います。

そこで、厚生省に伺いますが、国民年金は、昨年の改正で、給付面と掛け金の改正をしました。が、それらの点を具体的にちょっとお聞かせいた

だきたい。

○説明員(持永和見君) 昨年度行ないました国民年金の改正でございますけれども、昨年度、厚生年金とあわせて国民年金の改正を国会でお願

いしたわけでございますが、その内容といたしましては、国民年金につきましては、――年金水準

でございますが、従来被保険者期間一年につき三百二十円でございますが、それを八百円に引き上げたわけであります。それによりまして、二十五年加入の方で、付加年金を含めまして夫婦で月額五万円の水準に引き上げたわけでございます。これは、厚生年金のほうで、在職者の賃金の標準報酬であらわしておりますけれども、その六割程度を確保する。こういうことを目標におきまして、厚生年金で新たに出てくる人たちの平均的な年金額、この平均的な年金額の水準の大体五万円というふうな算定されておりますが、それをにらみまして、国民年金につきましても夫婦で合わせまして五万円の年金の水準を確保することとしたわけでございます。

それから第二の点につきましては、国民年金、拠出制国民年金につきまして、厚生年金と並べまして物価スライド制を導入したということでございます。この点は、従来、国民年金、それから厚生年金についてもなかったわけでございまして、全国消費者物価指数の年度平均をとりますと、それが五%以上変動いたしました場合には、その全国消費者物価指数を基礎にいたしまして、毎年度年金額を自動的に引き上げていく、というような自動物価スライド制を導入いたしましたわけでござい

ます。

次に、保険料の関係でございますけれども、保険料につきましては、昨年の改正前、五百五十円とございましたものを、本年の一月から九百円というふうな改正をいたしましたわけでございまして、拠出制国民年金に關します点につきましての大まかの点は以上のとおりでございます。

○足鹿覺君 そこで農林省、いま厚生省の御説明はお聞きのとおりであります。このたびの農業者年金の改正で、給付面と掛け金面の改定を提案をしておられるわけです。給付面については、衆議院で修正をされたわけでありますから、これは

しばらくおくとしまして、掛け金面の改定をどのようにお考えになつていまの提案となつたわけでありませうか。厚生省の国民年金との関連年金である本年金は、著しく掛け金率が高過ぎるというところは、ただいまの厚生省の御説明でおわかりだろふと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(大山一生君) 国民年金の場合に、保険料が、給付面の非常に上がったということとの関連におきまして、保険料が五百五十円から九百円になりました。それで、今度また二百円上げるといふ線が、いま国会に提出されているわけでございます。

そこで、農業者年金の場合でございますけれども、給付水準を二・二倍に引き上げる、こういうことになつてまいりますと、それとの関連で保険料のほうは過去の積み不足ということも考慮いたしますと、二・七倍まで上げないと、需給が均衡しない、収支が均衡しない。こういうことで、本来ですと、二・七倍上げた二千三百円と、こういうふうなベースが出てくるわけでございます。しかしながら、そうはいひまして、一筆に二千三百円まで上げるといふことも、これは農家の負担能力等からみて非常に困難であるというようなことからいたしまして、当初一年目につきましては、現行の二・二倍の千六百五十円にとどめ、こういうような配慮をいたしたわけでございます。

そこで、保険料につきまして、国年が一・七倍程度のアップ、それに対して私のほうが二・二倍以上、こういうふうなことになるわけでございますが、その点はどうか、こういう御指摘でございます。確かに両年金を直に比較すると、私のほうのアップ率が高くなるわけでございますけれども、農業者年金というものの構成というものが、非常に高齢者に満ちている、こういうふうなこともございませう。そうして、将来の給付といふものは、将来のこの年金の姿というふうなものを見てまいりますと、いわば受給権者に対します被保険者の比率というものが、国民年金等と比べて非常に

に高いといったような事情がこの農業者年金というものの特徴としてあるわけでございます。そういう点からいへばやはり農業者年金については国年とは違った結果をとらざるを得なかつた、こういうこととございませう。両年金がそれぞれ構成が異なつていふという意味からいたしまして、両年金のアップ率を直に比較するわけにはまいらぬ、こういうふうな考え方、現在とりあえず初年度は二・二倍の引き上げ、こういうことになつていふわけでございます。

○足鹿寛君 厚生省ですね、あなた方の所管で、参考のためにいろいろと資料が多いと思ひますので聞かせてもらいたいと思ひますが、年金制度で、この制度が抜本的に改正されるようなときは、これは別であります、保険料なり掛け金を一度に二倍以上に引き上げた例があるでしょうか。私もあまり、忙ししいし、十分勉強も足りませんが、あまり世界各国でも例のない、ことではなからうかと思ひます。全く別の制度に切りかえた場合は、これはまあ、ないとはいへないと思ひます。

たとえば、恩給を共済に切りかえた場合というようなことは過去にあったと聞いております。少なくとも同じ制度で、国民年金の上乗せだといふ性格を持ち、一方には経営委を促進するといふ政策年金的な、政府みずからが、みずからの負担においてやらねばならぬこと。あるいはある程度政府もこれに大幅の助成をして経営移譲や規模拡大をはかることを、農民の掛け金でまかなう年金でやる、などといふこと自体がおかしいといふふうな私、この法案を審議した際に疑問を持つておつて、いまだに解消しておりませんが、そういう性格があるにもかかわらず、幸いにして衆議院で給付率は二倍になつた。わが参議院でもこれは二・二倍の部分、世界に類例のないことは、のむわけにはまいらぬのじゃないか。衆議院が大体やってきてくれれば一番よかったと思ひますけれども、やりいところだけとつて、むずかしところを残してしまつた。これは、なかなか問題があつて、そう簡単にはいかないと思ひます。

けれども、二・二倍は私はひど過ぎると思ひます。そういう例があればひとつお聞かせを願ひたいし、御意見があれば……。国民年金というのは、厚生省の所管ですから、あまりそれと差があり過ぎるのも困るのです。

○説明員(持永和見君) 先生お尋ねの保険料の引き上げの問題でございますけれども、国民年金に於いて見ますと、実は、四十二年の一月に保険料を改定しておりますが、そのとき――従来は一つにつきまして、この段階では国民年金二段階の保険料をとつておりました。年齢によりまして二段階の保険料でございまして、三十五歳未満は百円、三十五歳以上百五十円というふうな保険料でございまして、これを四十二年の一月からそれぞれ三十五歳未満につきましては百円から二百円、それから三十五歳以上につきましては百五十円から二百五十円という改定をいたしました例はございます。

またもう一つ、厚生年金について御参考までに申し上げますと、厚生年金は御承知のとおり、標準報酬月額と保険料率を掛けて保険料をきめておりますけれども、昨年の改正におきましては、保険料率を千分の六十四から千分の七十六に引き上げておりますが、これとあわせて標準報酬の上限につきまして十三万四千円から二十万円に引き上げております。で、これによりまして、したがつて、標準報酬の上限の一番高くなつた人について申し上げますと、標準報酬が昨年の改正で十三万四千円から二十万円というふうになつた人につきましては、本人負担分の保険料の額は改正前が四千二百八十八円でございますが、これが改正後は七千六百円ということになりまして、この倍率は約一・八倍くらいになっております。また、昭和四十年に厚生年金の改正がございましたが、このときは、男子の保険料率を千分の三十五から千分の五十五に引き上げております。で、この場合に、あわせて標準報酬の上限を三万六千円から六万円に引き上げております。したがって、標準報酬月額をそれによりまして六万円

になりました。そういう人について見ますと、本人負担分の保険料が六百三十円から千六百五十円というふうな二・六倍に上がった例はございます。

○足鹿寛君 どうもありがとうございます。

いづれにしても、これは最高の掛け金率引き上げですね。先般も衆議院は、現在加入者の組織である全農協連の副委員長の見解を聞かれましたし、参考人の意見を聞かれました。私どもは、現に年金給付を受けておる人の意見を聞いたわけでありませう。その場合にも、いろいろと意見があつたわけでありませうが、このような大幅な掛け金率の引き上げということは、福祉優先だとか、あるいはこの制度ができたときには、佐藤内閣のときでありましたが、農民にも恩給を、というキャッチフレーズでおやりになつたことであります。

私は、弱者救済が叫ばれて、このインフレの中で非常に苦しんでおる年金生活者や、あるいは中小零細企業者や、あるいは原始産業で苦しんでおる農林漁業の人たちのことが心配されておるときでありますだけに、一種の私は、農業者からの収奪ではないかとすら思ふわけでありませう。で、加入者の意見をどのようにお聞きになつて、こういうことになりましたか。聞けば、何か審議会だか、研究会だか、というものをとおつくりになつて、この今度の改正法案が検討されたといひておりますが、その審議会が、研究会でこういう議論が出て、それに基づいたものであります。そのときの加入者代表はだれでありますか。その経緯を、その相談にあつた会の構成、答申、その他の経緯を明らかにしていただきたい。

○政府委員(大山一生君) この本制度の改正をいたすに当たりまして、われわれのほうで、いろいろと研究会等で御意見を賜つたわけでございます。一つは、農業者年金制度研究会でございます。これは、農業者年金制度研究会を含まず学識経験者からなつておりました。したがって、団体の代表といひましては、全国農業会議所あるい

は農業者年金基金の理事あるいは協同組合経営研究所あるいは全国農協中央会、こういう方々も入っていただき、農業者年金制度研究会において検討をいたしていただければと思います。

それから、一方、国民年金審議会のほうにも農業者年金小委員会を設けていただきまして、そうしてこの検討をいたしていただければいいと思いますが、そちらのほうにおきましても、農協労働問題研究所といったようなところの方にも入っていただきまして、そうして検討していただければいいと思います。

また、農業者年金基金の評議員会、これは過半が農業者であるわけでございまして、会長は、国民年金審議会の委員をしておられる平川守先生でございまして、そこにおきましても意見を賜わっている。こういうような経過を踏まえて、そして今度の制度の改正に踏み切ったわけでございまして、

二・二倍の引き上げという点につきましては、二・二倍引き上げた場合に、本人の負担分だけで、いわば国民年金のほうと合わせてみた場合に、今度の国民年金の定額分が二百円、今度国会で改正があったといたしますと、本人の負担分が三千五百円になってまいります。これは充足当初の千五百五十円から見れば二倍になる、こういうようなこと。

それから、この改正をするに当たりまして、四十九年度における農業所得を推定いたしましたわけでございまして、その推定されます月額あるいは四十七年におきます農業所得、こういったようなものの中で占めておりますウェート、こういったような点が他の公的年金の本人負担保険料率と比較してみまして、そう高いものではない、というように含めました検討をいたしていただきまして、その結果といたしまして、初年度は二・二倍に引き上げる、こういうふうにしたわけでございまして。

この年金基金法におきまして、年金額というものは政令で定めるようになっておるわけでござい

ますけれども、衆議院の修正によりまして、次期再計算期までの間は、これが最近充足したばかりであり、というような事態の中におきまして、法律でもって年金の修正をいたす、こういうふうな修正が衆議院においてなされたわけでございまして、

○足鹿寛君 いまの審議会の構成と答申を資料として御提示願います。——持ってきて見せていただきたい。よくわかりません。

これは相当大部な答申でありますから、いま私が見せてもらいました農業者年金制度研究会、国民年金審議会・農業者年金小委員会の委員の構成と、それから「昭和四十八年四月二十三日農業者年金制度研究会の検討結果」という印刷物を至急に資料として御提出を願いたいと思います。時間がありませんから先に進みますが、ただけです。

○政府委員(大山一生君) 提出いたします。

○足鹿寛君 そこで、伺いますが、この農業者年金は、私は、将来は、その加入者がだんだん減ってくると思うんですよ。そうでしょう。そういう見通しのもとに、保険設計が必要になるでしょう。それは認めますね。

○政府委員(大山一生君) いまのあれでございまして、昭和九十年に約九十万程度になるというふうにも、昭和九十年に約九十万程度になるというふうにも推計しているわけでございまして。

○足鹿寛君 しかも、現在加入者が非常に少ないということもこれは事実であります。

で、私は、触れまいと思っておったんですけれども、農林大臣にもちょっとこれは非常に大きな政策上の問題でありますから一点だけ事例を申し上げておきますが、この石炭鉱業経営主に補給金というものが政府から出されておりました。石炭の出炭奨励の名目で補助金が出ておりました。この補助金の中から、石炭鉱業年金基金に掛け金が払われる仕組みになっております。全額国庫負担であります。これは、厚生省も、通産省も、よく

御承知であらうと思います。国から受けた補助金の中から、年金基金や掛け金を負担をする。それで費用をまかなっているのではありませんから、全額国庫負担とみなしても私はよいと思う。事業主は、単に中間的な中継者にすぎないということになると思うんです。こういうやり方だつて、石炭産業が不振になって、最近は見直されたとは言っても、一時悲惨な状態に追い込まれたときには、このような方法でやはり救済に当たっておられる。いまの農民にこれをまともで適用しないなどとは私は申し上げておるのではありません。要は、石炭鉱業年金基金についてもこういう事実があり、坑内労働者の老後の保障が手厚くしてある。これからますます石炭が脚光を浴びてくればこの制度は重きをなして行くと思ひますが、そういう点を考えたときに、安心して農業者が老後を楽しむような、農民にも年金を、というキャッチフレーズのの中にはあまりにも私は遠いものではない、掛け金も一ぺんに二倍以上に引き上げるというようなことは、石炭鉱業年金基金の場合と比べてみまして、あまりにもこの政策差が大き過ぎると私は思ふ。

いま食糧をこれから国内で自給自足していかなければいけないというときに、四十年先にならなければ年金はもらえません。経営移譲したときに若干年限が縮まるだけのことであります。私は、それは、あまりにも差があり過ぎまして——いやそれはそれ、これはこれだと言つて農林省は比較検討する余地はない、とお考えになりますかどう。その点が私は、事務官僚というものは案外これはきわめて事務的に割り切りますが、少なくともわれわれ政治をやつておるものとしては、農業者自身が利潤のない、しかも危険率の多い仕事を今日までやつてきて、その老後の保障も十二分にないという状態の中で、後継者がこのような高額の負担をするということについて、あまりにも私は残酷だと思ふんです。農林大臣、政治家として私は、妥当性がない政策でないかと言わざるを得ません。これはいかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金の制度は、農業者の老後の生活の安定をはかるということと、経営移譲の促進という農政上の要請にこたえようとするものでございまして、このために経営移譲を支給条件として、仕組まれておることは御存じのとおりでございます。支給されます年金は、厚生年金並みの水準を確保するということがいたしております。また、今回の改正におきましても給付水準の大幅引き上げ、年金額の実質価値を維持するためのスライド制の導入をはじめといたしまして、出かせぎ者に対する改善等、大幅な改善をはかることといたしておるものであります。農業者の要望に十分こたえるものであると考えておる次第であります。なお、このように農業者年金制度は、老後保障のほかに、農政上の要請にこたえることを目的といたしまして経営移譲年金に重点を置いておりますが、適期にこの経営移譲をいたさない者につきましても、六十五歳以後、国民年金とあわせて農業者老齢年金を支給することにいたしております。農業者の老後生活に資するものであると考えております。また、保険料につきましては、この制度におきまして、その政策的な要請も考慮いたしまして、他の公的年金制度に比べてかなり高率な国庫補助を行なっております。農業者の負担軽減をはかつていくつもりであります。

それからまた、今回の改正にあたりまして、標準的な保険料納付済み期間を満たすことができない期間短縮者に対する経営移譲年金の加算部分につきましては、給付費用の四分の一を新たに国庫負担をいたしまして助成の強化につとめておる次第であります。

なお、こういう制度につきましては、他の同種のものとともにやはり漸次事情が許すようになりますれば改善をいたしてまいりたいことは当然のことでございます。

○足鹿寛君 大臣ね、いま大山局長も言ったように、将来は百九十万ぐらいになるだろうと言っているんですね。そうだったんですね。

○政府委員(大山一生君) 九十万万人。

○足鹿覺君 九十万万人ぐらゐになるだらうというんです。

そうすると、加入者が減れば、掛け金負担はそれだけ増高することになりますね、結果として、そういう弱い面を持っておりまして、いまま大臣も言われたように、政策面も持っておるわけでありまして、私も、私どもとしては、衆議院が給付を二倍に引き上げたということ、保険料の問題を切り離して、あそこだけに手をつけたという以上は、掛け金率についても、大体相対的にこれも改めるべきであつたと思うんです。そうしないと、この、農業者年金というものの持つ意義が、現在掛ける人にとって非常に酷なことになると私は思います。

したがって、大臣に申し上げておきますが、もとの案は、政令で二百円ずつ上げるようになっておつたのを、衆議院は修正をしまして法律事項にこれを規定して、政令でかつてに気ままにやらせないように歯どめをかけた、こういうことなんです。やはり衆議院もこの掛け金の問題については相当検討したけれども、やはり財政当局等との関係もあつて、ついにその掛け金率については手を下し得なかつたと思うんです。われわれも、事今日に至つて、これを一方的に修正いたしましたも、衆議院に送り戻すとか何とかいたしますと間に合いませんから、私はそういうことをいいますと、強要——皆さんにお願いをする気はありません。ありませんけれども、先ほど述べましたような他の年金のせいもありますし、次の機会にはぜひひとつ再検討していただいて、適正な掛け金率に引き下げていただきたい、かように思うんです。いかがでしょうか。

○政府委員(大山一生君) 給付のあり方と、それをまかなう掛け金並びに国庫補助のあり方、これにつきましても、石炭鉱業年金制度等を参考にされていろいろと御指摘があつたわけでございます。衆議院におきましても、附帯決議におきまして、国庫助成の方法についてさらに強化する方向で検討

討し、こういうふうな御提言があつたわけでございます。われわれといたしましては、やはり年金というものが、これは長い寿命を持つものとしてそれが健全に運用されなければならぬ、こういうふうな考えのわけでございます。また、これを負担する農民の立場も当然考え、また受ける農民の立場というものも、また、ほかの年金との均衡も考えながらやつてまいらなければならぬ。こういうふうな過程の中におきまして、それから三つのあり方の問題につきましても、先生の御指摘もあつたことでございますし、今後とも慎重に検討を続けてまいりたいと思つております。

○足鹿覺君 掛け金率の問題についていま一つ伺つておきますが、徴収方法——納付の方法の実態を説明していただきたい。

○政府委員(大山一生君) 掛け金の徴収につきましては、農協にお願ひすることになってゐるわけでございます。そこで、農協が農業者年金基金の業務の受託——受けることができるように、模範定款例の改正をしたことによりましていたしたわけでございます。そこでその結果といたしまして、今度は農協が個人から掛け金を徴収する場合におきまして、ときには、肥料代金と同じように、農協の貯金口座から自動的に引き落として徴収する。こういう場合があるわけでございますけれども、この場合におきましては、被保険者と農協との間で契約を締結する、あるいは被保険者からその旨の依頼書を受取る。こういうふうなかつたわけでございまして、ともにそういうかつたところで、農協が徴収をするために農協から被保険者に当てまして領収証書を送付する、こういうふうなかつたところで掛け金の徴収をいたしてゐるわけでございます。

○足鹿覺君 お聞きのとおりですがね。みんな農協の口座落しなんです。で、従来の倍になるわけですから、夫婦で、大体五万円ぐらゐ年に掛けることになりませんか。たいへんな掛け金ですよ。これは百姓が、農業者が一たん財布の中にとまつたものを、今度は納付令書でこれを農協に納める。こういうことになったら、この掛け金は、農民としては、なかなかうんと言わぬ掛け金です。これは、まあ考へてもみない。千六百五十円というものは倍になる、そして年額五万円。いま農民にそれだけのものを、口座落として取つていらつしやるから、農民の間には、自分が何ぼ掛けておるのか知らない人が多いんです。

私は、昭和四十五年に、この問題が大きな問題になったときに、農協から口座落しをやらせることは、年金基金に加入した意識を持たせる上からいつても、よくないと。それで、制度そのものに關心を持たせていき、自分が、どれだけの掛け金負担をし、何年から幾らもらえるという、こういう保険のシステムを、よく理解して掛け金を払い込むようにさせることが必要であるということに……。何かわけのわからないうちに口座落しとして、領収書だけが幾ばくか過ぎてから——農協の場合は、一週間も十日もたつてゐる。場合によつては、一月もたつて回つてきますからね。私どもも、農協——の組合員ですが、ですから、まあ紙くず同様に思つてゐるんですよ。それが、五万円の領収書であつても、五万円を出したという実感がありません。ですから、これは比較的小さまつておる、私はそう思うんです。こういう一種のチェックオフですな、こういうことは私は、あまりいいやり方ではないと思つた。

これは、農林省が指導なさつたわけですね。「昭和四十五年十月二十一日農政局長通知」をもつて「業務委託の定款上の取扱ひについて」というので、模範定款例を農協に指導させて、そしてこういう制度をおつくりになつたんです。そして、一人当たり一・五人分ですか、一組合、いま何人分補助金を出していらつしやるか知りませんが、補助金を出してゐる。農協も、上からの命令だから、しぶしぶ定款を変えて、そして現在に至つておる。農業者年金が安閑として加入者から批判を受けられない理由はそこにあるんです。もしこの実態が、民保と同じように、一々掛け金を掛けるような仕組みであつたならば、農民は黙つておらぬと

私は思うんです。こういうやり方について私は——非常に権力的な、そして非民主的な、農協にその責任を負わせて、当事者は全くの手をおろさずに運営ができるなんという機構は改められるべきである。私は、当時からそう思つておりました。

ただし、まあ事今日に至つておるわけでありまして、いま直ちにどうこうということもできませんが、近く訪れるであろうこの種の年金制度は、この間も大蔵当局は、再検討して一べん全部を洗つてみたいということを梅沢主計官が述べておられましたから、いずれその時期が来ると思いますが、私は、農林当局としては御反省になるべき点ではないかと思つてゐます。

で、この石炭鉱業年金の取り扱いについては非常に手厚いということをお願いしましたが、これについて、倉石農林大臣、やはりもう少し補助率の問題や掛け金の問題や、少なくとも衆議院で修正を受けたことを機会に、次の機会に再検討を私はしてもらいたいと思つてゐる、このままでなしに。いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) この制度を創設いたしましたときの農林省の責任者は私でありまして、私ども、やはりいろいろな角度からこういう制度が必要であると考え、また、国会でも御承認をいただいた制度が確立したわけでありまして、が、石炭の場合は御存じのように、いまは若干石油問題等で情勢が変化してきておりますが、あの当時の国の方針として、石炭鉱業というものは、一応撤退作戦をとつた時代でありまして、御存じのとおりであります。まあかなりあとで考えてみますと、十分配慮をいたしたやり方であると思つておりますが、先ほどもちよつと答え申し上げましたように、私どもも、他の年金制度と並行いたしまして、そのときどきの情勢を勘案いたしまして、どのように改善すべきであるかという点については、もちろん常に検討を怠らないようにいたすべきである、そのように考えております。

○足鹿覺君 まあ御検討をいただきましたと思うん

ですが、それにしてみてもこの政策年金としての経営移譲の政策的な意図を持っておる年金ですから、私は、この経営移譲年金部分だけについてでも全額国庫負担するのが筋ではないかと思うんです。どうですか、局長さん、あんな事務的に見てどうお考えですか。少なくとも、経営移譲年金部分については、全額国庫負担等にしていくべきではないか。

○政府委員(大山一生君) 経営移譲年金——農業者年金が、経営移譲を支給要件として組み立てられている年金であることは御存じのとおりでございます。で、経営移譲というものを支給要件として組み立てた年金というものをよくしましたゆえんのは、先生の言われますように、まさに政策年金といえますか、農業の構造を改善する、そして優秀な経営者を育成し、規模拡大をはかり農地の流動化をはかる。こういった構造政策の目的の一つとしてこれが出されてきたわけでございます。ただ、この年金制度というものがこうになってまいりますと、その問題がすぐに農業者の老後の生活ということと密接に結びつくものであるわけでございます。そういう意味からいいたしまして、国が全額を持つというふうなことにしておいたというの、これはやはり適当ではないのであろう。これが、当初からのこの年金に対する考え方でございます。現在われわれといたしまして、そういう考えた方のもとに立ってこの年金制度に対処しているわけでございます。

ただ、国の助成のあり方という問題につきましましては、先ほど来申し上げているように、各般の事情をそのときどきの事情に応じて考慮してまいらねばならぬと思ひますけれども、国が全額を持つてやるべき筋のものというふうには理解していません。ないわけでございます。

○足鹿寛君 じゃあ必要ないと言うのですか。必要を認めないのですか。

○政府委員(大山一生君) 政策年金ということでございますので、他の年金に比べますとかなり高率の国費負担をいたしているわけでございます。

端的に申し上げますと、農業者年金の場合にはいままで四二・二%の国庫補助でございました。今度のこの御提案申し上げておりますものでは四二・九%の国庫補助、こういうことになっておりまして、他の年金等が一八%あるいは二〇%といったような中におきまして、かなり高率の補助をしておりますのも、こういった政策年金であるゆえんであるわけでございます。ただ、私が先ほど申し上げましたのは、全額国で持つということとは、この政策そのものが、老後の生活とからむという意味におきまして、全額を持つてやるというの、この考え方の当初からないことである、こういうことを申し上げたわけでございます。

○足鹿寛君 私、あくまでも経営移譲部分の問題については掛け金を取るべきではない、そういう主張は堅持していくべきだと思ひます。そこで、厚生省に伺ひますが、今回の改正による経営移譲年金相当部分の保険料は幾らになるでしょうか。

○説明員(持永和見君) 先生のお尋ねは、費用としてどのくらい経営移譲年金に財政再計算をしているか、という御指摘だろうと思ひますが、現在の再計算でやりました結果について申し上げますと、財源としての所要額、これを一人当たりの加入員に割ってみますと、全体として三千五百五十五円でございます。このうち経営移譲年金相当分が千七百三十二円という計算になっております。

○足鹿寛君 千七百三十二円。大山さん、いまお聞きのとおりです。大体半分ですね。あなた四八%だとさっき言ったが、それを上回っているんだ、いまの厚生省の計算によれば。この種のものに私は保険料を取ること自体は誤りであつて、経営移譲というものは、規模拡大を通じて、従来からの国策の一つですよ。それを年金になぞらえて、これに抱き合せて掛け金を取るなどということとは、私はこの政策が政策だけに妥当ではない、これは改めるべきである。こういう見解を堅持して、ぜひともこの政策は改めてもらいたいと思ひます。

最後に、厚生省と農林省、大蔵省に——大蔵省来ていますか。——まあいい。それなら厚生省と農林省だけでもいい。

厚生、農林当局に伺ひますが、国庫はスライド制に——さっき厚生省がおっしゃったとおり。政府原案によれば、年金分の、年金額の自動スライドについて、物価指数をスライドの指標にしておるようですが、恩給と共済年金は公務員賃金にスライドさせると言っておりますね。この違いは一体どういうふうな理解をいたしてよろしいでしょうか。

○政府委員(大山一生君) 農業者年金の場合におきまして、この制度発足以来、厚生年金並みの水準の年金を給付すると、こういうふうな趣旨から設けられているわけでございます。そこで、今回のスライド制の導入にあたりまして、厚生年金におきまして、年金額の実質価値を維持するために物価スライド制を導入されたというふうなこともありまして、農業者年金につきまして物価スライド制をとったわけでございます。それで、他の年金におきましては、たとえば恩給にスライドして毎年改正する、こういうふうな年金もあるわけでございますけれども、農業者年金の場合には、先ほど申し上げました厚生年金並みの水準の維持というふうなことから、厚生年金と同じ考え方に立てて物価スライド制を導入していく、こういうふうな考え方になるわけでございます。

ただ、物価以外の、その他の賃金だとか、あるいは生活水準、こういったような動向との関連におきましては、これは少なくとも五年に一ぺんの財政再計算の際に考慮されて、そして、その際に、年金額の水準の再検討をする。こういうふうなことで進めてまいるといふことで、一応他の年金との考え方を統一しているわけでございます。

○足鹿寛君 よく理解できませんが、時間が来ましたから、最後に所見を申し上げてこの質問を終わりたいと思ひます。これは、何ぼやっておつても、歯車がかみ合ふようです。ですから、またの機会にしたいと思ひますけれども、このような

残酷なやり方というものはないと、私は、このことだけは強調して——来年度必ずこれを改めてもらいたいということを強く最後まで主張しておきます。

で、今回の改正案を策定するにあたられました、この法律の成立時につけられました衆参両院の附帯決議をどのように尊重して、その趣旨がどこに生かされているか、私は説明を聞きたい。ないなら、ない。どこをどういうふうな生かしたというのを御説明願ひたい。改正法案をざっと読んでみた限りにおいては、附帯決議の内容は、どこにもないように私には感じられる。あなた方は、国会を軽視していらっしゃる。少なくとも、与野党の意見の一致した問題を、一べつも与えなないなどということはわれわれは納得できません。

まず、昭和四十六年一月、制度が発足したときに、五十五歳以上六十歳未満の者はこの制度の対象外に置かれており、何らの改善も受けられないこととなつて出されたのであります。わずかに、離農した場合に涙金が離農給付金として支給されるにすぎなかったんであります。——これは後ほど議論することにいたしたいと思ひますが、きょうはできぬかもしれませんし、他の同僚議員によつても追及されるかもしれません、四十六年一月に五十五歳の人、現在五十八歳になっております。この年代の農業者こそ、日本の農業を今日までささえてきた一番大事な人間ではありませんか。第二次大戦の戦中戦後、食糧危機に直面をし、食糧増産にからだを張つて協力をし、ジーブとピストルとで自分たちの食う米までもみな政府に供出させられた、そういう人々ではありませんか。営々と二十有余年にわたつて日本の農業のために献身をしてきたこの人々に対して、こうした農業政策上の年金制度を改正する際に、取りこぼしていいとあなた方はお考えですか。一般国民を対象とした国民年金でさえ、老齢福祉年金という無拠出者に対しての終身年金を支給する配慮がなされておるではありませんか。農業政策上の年金制度が最も重視しなければならぬのは、この年代の

人たちらをないがしろにしない、——若い者から掛け金を取るうとする考え方に私は矛盾があるからだと思います。いやしくも公的年金で、かつ政策年金であれば、年金が一番必要な人に手厚くするのが本来的なあり方ではありませんか。そのために、検討時期には、この人たちらを救済する方法を考えようというのが附帯決議の趣旨であつたはずで、どこに検討の余地がありますか。さらに膨大な研究機関を設け検討しても、何ら、どこにも、そういういまここで老後を豊かにしてあげなければならぬ人々に報いておらぬじゃありませんか。私は、この点だけは明確に指摘をし、少なくとも来たるべき機会に、日本が、戦中、戦後最も食糧に困つたときに、身を粉にして国民にこたえた人々に報いることを御検討いただきたい、実現をしていただきたい。このことを強く御要請申し上げて、私はもう時間もきましたし、何ほ言つても本気で答えてくれませんか、私の意見だけを申し上げて、これで質問を打ち切ります。

どうもおじゃまをいたしました。

○鶴岡哲夫君 私、この農業者年金につきましてまず基本的なことについて伺いたいわけです。

この制度は、社会保障的な面と経営規模の拡大、構造改善という両方の目的を持つておる特殊な言い方ですか、たいへん特色のある制度だと思つております。現在の基金法の第一条にも、目的が書いてありますが、農業者年金事業、農地等の買入れ及び売り渡し事業、農地などの取得資金の貸し付け事業、離農給付金の支給事業、そして福祉施設の設置及び運営事業、こういうふうな、目的の中に、確かに社会保障的な面と経営規模拡大をする、構造改善を進めていくという、その二つの面を持つていられると思うのです。このことは、農民年金問題研究会、この報告の中にもこの二つの要請にこたえることが適切であると、こういうふうにはつきりといつておられますし、また、国民年金審議会の専門部会におきまして、農業者年金制度だけを離して発足させるのでは所期の目的は達成できない。この制度は、農地の流動化対策、

離農対策等の実施と相まって行なうべきである、こういう言い方をしておるわけです。ですから、私が言うまでもなく、経営規模拡大をする、農地の流動化を進めていく。そういう農業政策的な面と、もう一つは、農家の、農民の社会保障的な面と、両面を持つていられるわけなんですけれども、まず大臣にお尋ねをしたいのは、この法の目的といひますか、ねらいといひますか、それから言ひましてどちらのほうに重点があるのか。これは、この間も工藤委員のほうから質問があつたように記憶いたしておられますけれども、私は、別のほうからいろいろ議論をしたと思つておられますので、大臣にこの二つの、両面を持つておるのだけれども、どちらのほうに重点を置いておるのかということが一つであります。

もう一つは、実施いたしましたから三年余たつてゐるわけですが、やつてみて一体結論はどうなのか。農業政策の面といひますか、そのほうが重点が大きかつたのか、あるいは社会保障的な面が大きかつたのか、三年半やつてみて結論は一体どうなのかという点がもう一点であります。

もう一つは、この法の運営について、これからどういふふうな運営をされるのか。ということとは、どちらのほうに重点を置いていかれるのか、両方相まっていくというお考えなのかどうか。この三点について、法の目的と、三年たつた経過の結論と、それからこれからの運営についての考え方、この三つについてまずお尋ねをいたします。○国務大臣(倉石忠雄君) 専門家の方々に理屈を申さないで、簡明率直に申し上げたいと思うのです。

先ほどもちよつと申し上げましたように、この前私が農林省におりますときに、この制度を初めてつくりました。こういうやり方は、やり方それぞれ少し違ひますけれども、私どもが発明したわけではございません。ヨーロッパなどでも、すでに行なつてゐる。それぞれ形は違ひますがやつております。しかも私も、当時、この法律、制度

を考えましたときには、たとえば一緒の小学校で学んだ同級生が、われわれがいなかに帰つて、同級生会みたいなものをやりまして、農業をやつていらつしやる方には、同じ年配でも、たいへんお年寄りに見えるようなお方もある。これは、やはり農業といふものはかなり肉体的労働をおやりになるものだからと。そういう面につきましては、機械力等の発明によりまして、このごろはもう田植でも腰を曲げずにおやりになれるようなふうにはなつてまいりましたけれども、やはりそういうとにかく農業を、肉体的にたいへん苦勞をされるお仕事でありますので、これはやはり一方において、いや御指摘のありましたように、農政の方向として規模を拡大し、そのために流動性を持たせるといふことが一つであり、またもう一つには、やつぱり経営者は、毎年「朝日新聞」とか、「NHK」とかが、われわれの後援のもとに、全国の若い御夫婦たちで農業に特段のくふうをこらしていらつしやるような方々を東京へ招きまして、その体験談など発表してもらつておりました。きにも、やはり親子でありますので、父親の事業を批評するわけではないが、やつぱり私どもが出てくれば、こういうような方向で営農したいといふふうな、そういう発明くふうをこらされる若者が非常に多いことを私は、日本の農業にとつてたいへん頼もしいことだと常々思つてゐるわけでありまして、急速に経済成長がいたされました結果、農業は土地の価格が高騰したり、いろいろなこと、みんなが予期したしておつたようには経営規模の拡大も行なわれておつたよりは伸びておりました。農家の数も所期したしておつたよりは伸びておりました。しかし、方向はやはりそういう方向をとるべきであるといふことで、一方におきましては、老後を考へてあげるといふこと、もう一つは、いわゆる政策面から農政に協力をし、もう一つは、そういう二つの考え方、スターをいたしたことは間違ひないことであります。

しかしながら、いま申し上げましたように、一

つの大きなファクターとしては、日本の経済が伸びてまいりましたこの過程において、思うようにわれわれの計画が進んでおらないということも事実でございますが、とにかくそういう中にあります。本年の農業白書でも、率直に農林省が申しておりますように、われわれはこの農業といふものの位置づけが非常に重要な立場を持つておるわけでありまして、そういう方向に向かつて、なお気持ちを変えずに、さらに努力をしてみたい。その努力をしてまいる過程におきましては、やはり将来に楽しみをもつて営農していただくことが必要でありますので、制度等につきましては、十分に情勢に応じて改善を加えてまいりたい、こういうふうには考へておるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 いや、大臣、私がお尋ねをいたしましたのは、法の目的ははつきりしてゐる。が、しかし、目的ははつきりしたつて、二つの面の要請に応じなければならぬ。ですが、一体どちらのほうに重点があつたのか。三年たつてみて——三年半くらいになりますが、いまになつてみて、一体どちらのほうに重点がかかつてゐるのか。さて、これからこの法を運営していく上について、どういふふうな考へていくのか。一そう一方に片寄つた形に行かれるのかどうか、あるいは両方相まってやつていくとされるのか、という点を私は伺いたかつたわけなんです。ですから、これは、もう少し中身に入りまして進んだところで、重ねて大臣のひととつ私の質問に対するすつきりとした答弁をいただきたいと思ひます。

この法律が発足しますときに、四十五年度から発足したわけですが——四十六年の一月一日から事業を開始するわけですが、四十五年度に発足するときに、加入者の予算的な見込みとして二百万人といふのを想定されておられます。それが四十六年になりますと、といふのは翌年になります。一つ減らして百八十五万人といふ加入見込みの予算的な措置をお考へになった。そして四十九年度——本年は、さらに二十万人ほど減らして百六十五万が加入見込みの数といふふうにしてい

らっしゃるわけですね。ですから、二百万から百六十五万に四年の間に減ったわけですが、こういうふうな三段階にわたって、大きくダウンしてきたその理由を聞きたいわけですね。もちろん、これは四年の間に農業者がどしどし離農をしていったという——離農をさせられたというほうがいいでしょう。日本の経済運営という大きな政策の中で、離農させられたと言ったほうが正確だと思ふんですけれども、あるいはせざるを得なかったということが正確だと思ふんですけれども、そのことがあって、こういうふうな三段階にわたって大幅にダウンしてきたということになるのかどうか。理由はどうですかということをお聞きしたい。

○政府委員(大山一生君) 当初、この制度が発足いたしました当時、加入見込み者としていたしまして二百万人を見込んでおりました。これは、年金の被保険者調査というのを実施いたしました。そして、その結果として、当然加入者が百七十六万、それから任意加入者を二十四万というふうに見て発足したことは確かでございます。四十七年に参りまして、農業者年金被保険者調査をいたしました。で、そこにおきまして、この年金の加入資格者がどの程度になるかというものをさらに調査いたしましたわけでございます。その結果として、総農家五百三十万の中でする免責要件がございます。それから御存じのように、年齢要件があるわけでございます。さらに国民年金に加入しているかどうかという要件があるわけでございます。こうして要件別に分析しました結果として、当然加入者が百三十二万、それから任意加入者が八十八万、合わせて二百二十万の加入資格者があるということに現段階においてはなっているわけでございます。で、われわれとしては、この二百二十万ということを経済目標にいたしまして年金を運用してまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

ところで、現在加入しておりますのは、これも、この間御答弁いたしましたように、二百二十万の中で現在加入しておるのは百五十五万でございます。います。で、これの中でさらに分けて見ますと、当然加入が八十七万、それから任意加入が八十八万ということに相なりまして、当然加入の百三十二万に對しまして八十七万。これは六六・二%という加入率になっているわけでございます。この加入率につきましては、われわれとしては、五十年来に引きましては、五十年までは努力してまいりたい。そしてその後、あるいは並行いたしまして任意加入で入るべき方——特に後継者の方でございますが、そういうふうな精力を注いでまいりたい。こういうふうなことから、当面当然加入を五十年までに全部入ってもらうという前提で現在、加入の促進をいたしているわけでございます。当然加入者でございますから、強制的に加入さしやう、そうして強制徴収するという方法もありまされども、こういうふうな年金の性格からいたしまして、やはり加入される人のコンセンサスを果たして加入してもらうというところでやっております。四十九年度予算におきまして百六十五万という見方をいたしております。この当然加入をまず優先して加入してもらうという段階的な過程の問題として百六十五万という数字をつかんだわけでございます。で、最終的な方向といたしましては、加入資格者全員の二百二十万ということとで年金の構成を考えてまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

だんだんこう減っているのではないかと。これは、二百万がだんだん下がって百六十五万になったということではなくて、現在進んでおる過程の中におけるコンセンサスを果たさうという加入の確実性を見て、予算を計上してまいっております。このようにございまして、

○鶴岡哲夫君 いまの局長のお話はわかりました、よくわかりました。

あとで私申し上げたいのですけれども、いまお話しになりました当然加入の資格がある者が百三十二万ですね、そして任意加入の資格者と見られるのが八十八万というお話ですね。私は、この程度の割合で加入しておれば、この法律の目的に沿っている——この法律に賛成であるか反対であるかはともかくとして、法の目的に沿っているというふうに見えると思うのです。ところが、いまお話しのように、当然加入のほうは八十七万入っているけれども、任意加入のほうは八十八万入っている。非常に低いわけですね。これは、割合で言いますと、入っている者の八三%は当然加入者だ、一七%ぐらゐは任意加入者だということだと思ふのです。私は、ここに法の目的から言って大きな問題があるというふうに考えているわけですね。そのことはあとで尋ねたいと思いますけれども、こういうふうな、全体の平均としましては四七%程度の加入率でしよう。つまり四十七年の農林統計調査部の調査では、加入資格者としては二百二十万あるんです。それに対して、加入している者は百五十五万ぐらゐだと。そうしますと、加入率は四七%ぐらゐになるでしょう。私は、なぜ四七%という、半分を割るような、たいへん低い加入率なのか、という点をひとつ伺いたい。

もう一つは、任意加入というのがたいへん低い、著しく低いということについての理由ですね、考え方を聞きたい。

○政府委員(大山一生君) 先ほど申し上げました四十七年の農業者年金の被保険者調査の際に、当然加入資格者の中で、未加入の理由は何か、ということとそのときあわせ調査しておりますが、そのときの結果として、一番大きくウェートを占めたのは、制度及び制度の内容を知らないというものが四五%を占めておったという事実がございます。確かに末端におきます農業者委員会あるいは農協にお願いすることにつきまして時間がかかったこともございまして、そして四十七年の調査段階において制度並びに制度の内容を知らないというものが五割近くあったという事実は、これはそれなりに理由があるといえますか、やむを得なかったことであらうというふうな考えるわけでございます。そして、農業者の方々に理解して

もらう。これがきわめて必要であるということですね、その後、急速にその問題についての各般の施策を進めているわけでございます。現在低い理由は、当初そういうことで、末端の整備ができなかったこと、あるいは農民の、制度に対する認識がなかった、あるいは内容を知らなかったということ、先ほど先生の指摘されましたように四七%程度の加入率になっているゆえんであると、こういうふうな考え方をしております。この点につきましては、ちょっと先生と御意見は逆になりますけれども、われわれとしては、まず当然加入されるべき者に優先して加入してもらう、ということを進めてまいらねばならぬだろうと、こういうふうな考え方をしております。

それから第二点の、任意加入が特に低い理由という点になりますと、われわれが、当然加入のほうにまず精力を注いでいるということもございまして、任意加入の対象者となり得る中の一、いわば生産法人の従業者あるいは後継者という方々、こういう方々は、どちらかというと相当長期にわたって、後継者の場合で言いますならば、相当長期にわたって入ってもらう方でございます。あるいは五反未満の方と、この三つが、任意加入の対象になるわけでございますが、そういう任意加入の中の後継者等ということについては、これはやはり当然入ってもらわねばならぬと思ひますが、先ほど申し上げましたこの任意加入の中、先生はおそらく任意加入イコール五反未満と、こういうふうな——でないようでございますが、任意加入が、いま申し上げましたように後継者なり生産法人というふうなことが大きく打っているようなこともございます。で、まあそういうことから、当然加入にわれわれとしては、まず精力を注ぎたい、そして任意加入に後ほどいきたい。こういうふうなことで進んでいるような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は、いま局長のおっしゃった、当然加入を優先的にどんどんそっちへ入れていくんだ、任意加入というのは、二の次になってやっ

ているんだと。それは私は、根本的に間違いだと思ふんですね。法の目的から言っても間違いだと思ふんです。だから、三反から五反の任意加入者、それから生産法人の従業員、それと五十アル以上の後継者、これが任意加入の資格者です。ね。もちろん、国民年金に入っているということもあるでしょうが。しかしその中で三十アルから五十アルのところの加入者というのは、これはほんとうに、ちっちゃいんですね。もう入っていないのと同じぐらいの数字じゃないですか。二万ぐらいでしょう。二万ちよつとでしょう。後継者が圧倒的に多い。五十アル以上の後継者が圧倒的に多い。

それで、局長、法の趣旨としては——賛成するか賛成しないかは別だ、この法律に。法の趣旨としては、これは任意加入、特に三十アルから五十アルのところは任意加入してもらって、そこが離農をしていく。それを規模の大きいところ、規模拡大の方向へ持っていくという考え方が基本なんだろう。法の趣旨としては基本なんだろう。ところが、局長は、いや当然加入が優先的で、任意加入のほうは二次的であるという話。これは通用しませんな。まあそういうことになったんですよ、結論は、局長のおっしゃるようなことになったんだらうと思ふんですよ。したがって、結論で言えば、この法律のねらいとする経営の規模を拡大するとか、農地の流動化をはかるというものは完全に失敗をしたというふうな言っているんじゃないか。もちろん、この失敗の理由にはいろいろあります、それは、これだけの問題じゃありませんよ。たくさん理由があります。構造改善が進まなかったこと、経営規模の拡大が進まなかったことなどいろいろ理由がありますが、しかしこの法律が目的にしておる任意加入の点から言うと、これは、完全という用語弊があります。まあ二万七千戸ぐらい入っているわけですからね。十五万戸というのはこれは五反歩以上の後継者ですよ。だから、私は局長のおっしゃるのは違つてやしないか。それじゃ法の趣旨

に沿いませんよと。私はこの法律に、そういう意味の法律に賛成しているわけじゃないんですけれども、法律の趣旨からいってそれはおかしいじゃないですか。

そこで、それについて局長のほうからいろいろ御意見があると思いますが、これは、加入しなかった、加入が非常に低いと、四七％の加入だと、今後これはそんなにふえることはない、という感じを私はもっているんですけれども、しかしその低かった理由に、調査をしてみたところ、四十七年に調査をしてみたところが、内容を知らぬという人が四五％ぐらいあったと、知っているものはまあ入ったという形なんだろう。ですが、私は、これは四五％のものが知らなかったという理由は一体どこにあるのか。それは先ほど足鹿さんのほうから質疑がありましたけれども、末端において農家と接触をしているこの年金の執務体制といえますか、それが非常に変わっているんじゃないか。農協と農業委員会がタッチしている。国民年金は町村役場だ。農業委員会と農協がタッチしているという点が、内容がいつまでたってもわからなかったというところ、そのことが入らなかったという一つの理由になっているんじゃないかと。もう一つは、この内容そのものが、農業者年金の内容そのものにたいへん魅力がない。たとえ経営を移譲した場合に、いままでは月に八千円なんですね。六十歳から六十四歳までは八千円、そして六十五歳以上の者については八百円です。幾らですかね、八百円ぐらいですかね。これは経営移譲をする人をばかにしているんですよ。農家が経営移譲をするということは異常なことですよ。これは、私も親戚が、おじや、おばが百姓をやりますから、わかりますけれども、これは経営移譲するということはたいへんなことですよ。その経営移譲をするのに八千円だということじゃ話にならないですよ。しかも、それが六十歳から六十四歳ですよ。六十五歳といったら、八百円だということじゃ、これは魅力がないですよ。魅力があるわけがない。そういう魅力がない

ということ、それと言つた執務を、農家と直接接合をしているところが、国民年金と違つて農協であり、農業委員会であるということ。農業委員会がいま町村の中でどの程度の力を持っているのか、宣伝啓蒙にどの程度の力を持っているのか。——農地は取り扱っていますよ。まあ、先ほどの足鹿先生の農協の仕事にしてみても、私は、非常に問題があると思ふんですね。そういう意味から、加入者が四七％という非常に低さにあるんではないかと私は思ふわけです。それで、先ほど申し上げました点と、いま申し上げました点、その二つについて、局長のひとつ御答弁をいただきたい。

○政府委員(大山一生君) 農業者年金の末端業務、これは当初から農協なり、農業委員会に委託すると、こういうふうな方針がきまつていたわけですが、われわれのほうの考え方としたしましては、金銭関係の業務ということになれば、大体、農民は農協には口座を持っていたというふうなこともございますので、最もふさわしい団体ではないだろうか。それからまた、農業委員会につきましては、権利関係等、いわばこの届出に基づきます加入資格の認定といつたような資格認定業務、こういうことについては、農業委員会というものが最も適当なほうではないだろうか。こういうふうなことで、末端業務を農協、あるいは農業委員会にお願いしているわけでございます。

で、われわれといたしましては、確かに、他の年金が市町村であるということから申しますならば、その点、農業者年金だけが別の末端組織を持つていて、こういうふうなことになるわけではございませんけれども、やはりこれが一つの構造政策を推進しようとする、いわば何といひますか、農政上の一つの目的、そのための経営移譲ということを支給要件として組み立てられた年金であるということからすれば、やはり農協なり、農業委員会というものが適当であり、また、その農協なり、農業委員会におかれましては、できる限り

の、われわれといたしましては委託費等を支給する中で、将来とも、このPR等についてもまた、やっていただくことを期待したいと、こういうふうな考えをわけでございます。

確かに、年金給付の水準、先生御指摘のように、六十歳から六十四歳までの間は、経営移譲いたしまして、現行では保険加入が五年であるならば八千円であることはたしかでございます。しかし、その五年程度の保険料納付の方につきましても今度一万七千六百円で二・二倍に上げるわけでございますし、これが正常の事態になりますと、二十五歳というふうな事態になりますと、今度改正になれば四万四千円の月額の経営移譲年金が支給されてくると、こういうことになるわけでございます。現在は、経営移譲年金というのが支給されるのが、とにかく五十一年度の一月であつて、いまやっております事は、離農給付金の交付とか、あるいは掛け金をいただく仕事であるとか、あるいは農民から預かっております金の中で、一部を農地の売買等に使うとか、こういった本来業務でない、と言っちゃ語弊がありますけれども、いわば経営移譲という、年金の支給という事態にまでまだきてない段階にあるということが、やはり農民の関心を少なくしている原因であらうと。

われわれといたしましては、それまでにこの三年の経験にかんがみまして、たとえばスライド制を導入する、あるいは出かせぎ者に対する取り扱いを改正すると、こういったような手続上の改正をする中で、とにかく五十一年度一月からの本格的実施を目ざして末端まで含めて努力してまいりたい。その実際の支給が始まりますならば、これに対する農民の関心というところもまた、きわめて大きくなり、また、その段階で飛躍的な加入ということも期待できるのではないだろうか、こういうふうな考えをわけでございます。しかし、金が五十一年度まではこの調子でいいんだ、ということではございませんで、われわれとしては、今後とも努力してまいりたいと、こう思ふわ

けでございます。

○鶴岡哲夫君 先ほどお話の、実際、この農業者年金の実務というところが農協にあり、そして農業委員会にある。それで農協については、これは掛け金を徴収するには最も安易である、農業委員会は農地の権利義務の關係について取り扱っておるところですから、資格その他の認定についてよろしいと。さらにまた、これは農政上の一つの政策として行なっているんだから、したがって農業委員会、農協にやることがいいと。その意味では私もそうだと思います。ぜひ、こういうことでこれを軌道に乗せてもらいたいと思うのです。ただし、それだけで済まなかつたんじゃないかと、それだけでは済まないんじゃないかと思うのです。ただ、金を徴収するには農協がいいとか、権利義務の關係では農業委員会がいいというだけでは、この発足した農業者年金を、農家に対して積極的に宣伝啓蒙し、入ってもらうことを勧誘していくという制度には非常に不備だと、たいへん不備だというふうに言わざるを得ないと思うのです。

それからもう一つ、私は、五年掛け金でもいいです、五年掛け金を例にとつて、いま、私が先ほど申し上げたように、六十歳から六十四歳で経営を移譲すると、それで八千円だと。六十五歳以上で経営を移譲した場合は八千円だと。これは私は、農業政策上やる政策としては、はなはだ小さなものだと思う。こんなものは政策と言えないんじゃないでしょうか、掛け金も払って。しかも経営を移譲するということは、私は先ほど申し上げましたけれども、これはたいへんです。農家が経営を移譲してしまうというところは、息子に経営を移譲するとか、だれかに移譲するというところは、これはもう非常にさびしい話です。これは容易じゃないですよ。それが掛け金を払って八百円だとか——これは経営を移譲するといふたら、どうしたってやっぱり六十五歳以上ですよ、農家の実情は。若いところももちろんありますけれども、実情としては六十五歳以上です。これはもう

常識です。そういうものを考えた場合に、八百円かと、これはそんなもので奨励にはならないですよ。ですから、私は、そういうところに一つの大きな問題があったんじゃないかと思うんです。先ほど足鹿委員のほうから話がありましたけれども、この年金が二つの側面を持っている。農業政策上の側面を持っているというなら、それにかかわしいやりの負担というものをふやしていかねば、とてもこんなものは魅力ない。いま五十一年度の一月一日から一万七千円になるし、それから六十五歳以上という、千七百円です。月に千七百円をもらって経営を移譲しまして隠居しますかね。考えられぬですよ、そういうことは。二けたも違う、それは。これは農政上のことですよ。私はそう思いますね。私のおやじのことを考えてみたつて、たつた千七百円もらつて六十五歳で経営を前に移譲するなんて言わぬですよ。権利一切を譲り渡すなんて言わぬですよ。そんな者は少ないです。これはやっぱり少ないですよ。ふやせばいい、それなら賛成。こんなもの意味ないです。

○政府委員(大山一生君) 先ほど先生の言われましたことに對する答弁で言わなかつたんですが、農業者年金の現在の加入率は、確かに五割切つておる、という中で、地帯別に見た場合に、たとえば北海道でありますとか、あるいは東北でありますとか、九州でありますとか、いわば農業地帯におきましては、加入率が相対的に高いという事実があるわけでございます。それでいゆる都市周辺といふんです、そちらにおいて低い。こういうふうな地域別の差という問題が現実にあることは否定できないわけでございます。その問題が、先生の指摘されましたように、移譲ということに對するなかなかむずかしい情勢、特に地価の問題といつたような問題とからんでのお話であるとしてわれわれもよく理解されるわけでございますけれども、確かに六十歳から六十四歳まで経営を移譲いたしますと五年納付の場合に一万七千六百円。それで六十五歳以降経営移譲年金分としては

千七百六十円でございますけれども、あわして老齡年金部分あるいは国年の付加年金部分あるいは定額分、こういうのがまいるわけでございます。その結果といたしましては六十五歳以上は約二万円の支給を受ける。

ですから、五年の納付期間を、ある方について言ふならば、六十歳になつていけば厚生年金並みに出るような事態がまいりますと、六十四歳までは一万七千六百円——月額です。それから六十五歳以上は約二万円の年金が出るということでございます。で、当初のような八千円あるいは六十五歳以上は八千七百円といったような額とは違つて二・二倍に引き上げます結果としては、かなりのそれなりの農家へのメリットは出てくるのではないだろうか、こういうふうには考へるわけでございます。この問題に關連いたしました国庫負担の問題が出てまいりましたけれども、確かに他の公的年金に比較すれば、こういう政策年金であるということと、他に類を見ないかなりの高率の負担をしていられるということもひとつ御了承いただきたいというふうには考へるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いや、局長のおっしゃるのは、それは国民年金も加えてですから、経営移譲年金としてはこれは八百円には変わりはない。これが千七百円になるだけの話。大体六十五歳をこして譲るんですよ。圧倒的にそうだと思うのです。六十五歳こして経営移譲年金にした場合に、たつた千七百六十円だ。それも五年後だということじゃ、これはあんたね、そんなものは奨励金にも何にもならぬ。ぼくはだめだと思つたんですよ。まあ、それはいいことにしましょう、せっかくなつていらつしやるわけだから。そこで、次に、階層別の加入者の数が出ていますね、この農林省のいただいた資料によります。この階層別の三反から五反の人がどれだけ入っている、あるいは三町以上が幾ら入っているというのを見ますと、これは経営規模のつかいほど加入率が高いのです。ですから、経営規模が高いほど加入率が高くなる。三町以上になるといふ

と、大部分の人が入つていふという形ですね。それで三町以上から五十町以上という任意加入のところ、これは先ほど申し上げたように二万七千円しか入つていない。この階層というのは百万をこす階層なんですよ。百五十万ぐらいの階層です。こは。そのところはまあ条件もいろいろありますが、条件もありましようが、それにしてもこのところが非常に小さい。

だから、私先ほど申し上げましたが、局長、答弁をしていただきたいのですけれども、特に三町以上から五十町以上、この小さな規模のところ、任意加入のところ、これはもう少し大きく入つてもらつて——そこは、経営を他人に移譲していくというところで、農地が流動化し、そうしてそれが経営の拡大に、規模の拡大につながっていくということなんですよ。ところが、そのところの動きがわめてちやうどいふわけだ。かたわもひどい、これ、ちんばも、ひどいちんばになつておるわけですよ。そのところが少ないから農地の流動化しようがない。で、われわれは経営をだれかに移譲して経営を拡大する。どこか大きなものに移譲する、そして拡大をしていくという方向が出つてこないんじゃないですか、という私は考へなんです。だから、私は、局長の答弁を聞いておつて、運営としては、おれは経営規模拡大の方向というのはいさめめと、若返りだけだ、こういう私は印象を受けたわけです。この若返り論についてはもう一べんやりたいたいと思つた。たいへん外回りだけの話ですけれども、基本的なもので、私も初めてこの農業者年金というのを見てみたわけですよ。それで、いま疑問を提示しておるわけですよ、どうだということ。そのところを答弁してもらいたい。非常に片ちんばになつておる。ちんばというよりも一方の足がないうつて、これ、この一方の足を切つて、こつちを縦ぎ足そうということだつたんですよ。これないんだから、しょうがないですよ。

○政府委員(大山一生君) 先生御指摘のように、

経営規模別の被保険者の加入の実績、こういうことと見てまいりますと、確かに経営規模の大きい農家が多く入っている、これは御指摘のとおりだと思います。確かに一方、経営規模の大きな農家ほど後継者をたくさん持っているといいますが、持っている農家が多い。こういうこともまた事実であると思っております。経営移譲の中に、後継者に対する経営移譲というのが、一つの農業者年金のシステムの中に入っているということから、いわば後継者保有割合が高い大規模農家が、よい入っているということは、これは事実であり、またやむを得ないことだと思っております。

ただ、先生の御指摘のように、いわば農業の構造改善のために、零細な農家が、その農業から他産業といいますが、いわば経営規模拡大に、そういう方に協力してもらうという意味では、第三者経営移譲という意味では、確かに零細農の方に、いわばこれの御利益が及ぶようにしなければならぬということにはまことに御指摘のとおりだと思っております。われわれ、年金というもののだけで、経営移譲といいますが、規模の拡大あるいは流動化というものがこれだけでできると思っております。まじめけれども、いわばそういう過程の一環の、一つとして、きわめて大事なものだといふふうに考えます。

ただ、まだ満足して三年という段階においては先ほど申し上げましたような結果が出てやむを得ないと思ひますけれども、極力早い機会に任意加入の方々の加入も促進して、そしてこれが将来他の構造諸施策と相まちまして、経営規模の拡大なり、そういった構造改善に寄与するような方向に進めていかなければならぬ、という御指摘につきましましては全くそのとおりとわれわれとしても考えますので、そういう方向へ将来進めてまいりたいといふふうに考えるわけでありませう。

○鶴岡哲夫君 私、ここのほうの当然加入の足と、それから任意加入の足とある程度つり合わなくてもいいが、ある程度合つて——法の趣旨としてははです、法の趣旨としては五反以上の階層

の足と、小さな三反から五反の任意加入と両方合つて、こつちへ経営を移譲して、どこかへ出ていくときには、こつちのほうに加えていくという考えだと思ふんですよ。ところが、こつちのほうの足がないんですよ、ちよびりしかない。こつちへ持つてきようがない。そのことに私が賛成するかしないかは別ですよ。別ですけども、法の趣旨からいえばこれは先を見通されるじゃないですか。二万七千しか入ってない。一方は八十万戸入っている、これどうなるか。これは先を見通されますよ。この点、そういう意味で、この年金が持つておつた経営を拡大するという、農地を流動化するという法律の一つの大きな目的というものは、これは無意味になっているといふふうに私は言いたいわけなんです。先を見通されま

すよ。次にもう一つ伺います。今度の加入の状況について、先ほど経営の規模が大きいほど加入をしている。三町歩以上になりますと相当数のものが入っている、五町歩以上になるといふとほとんどのものが入っている、経営規模が大きいほど入っている。そういう意味では、この年金というのは私は自立経営農家の年金であり、もう少し広げて、最近いわれていいる中核農家の年金である、そういうふうには言いたい。それだけの年金だと言っても言い過ぎではない。そしてその自立経営農家に該当するもの三町歩以上あるいは中核農家に該当するものが、親が子供に経営を移譲していくということはこれは自然の流れです。政策の問題ではない、自然の流れです。どこに政策を持ち込もうとなさるのか。その場合に六十歳から六十五歳の間に経営移譲した者は奨励をするおしやるのだけけれども、そんなものは農民の現状とは非常にかけ離れている。そうしますとこれは一体どういう意味があるのだ。自然の流れじゃないですか。

三町歩持っている者がその子供に経営を移譲していくといふことは自然の流れですよ。どこにも政策の入る余地なし。それを少しばかり早めようと、その早めようとなさることはこれは意味があ

りますけれども、これまた農家の実情に合っていないといふふうに私は見ている。さて、私がいま申し上げた点について、局長御意見があるならひとつ承つておきたい。

○政府委員(大山一生君) 先生の御指摘の問題、これはわれわれといたしましては、先般、農業会議所が全国の農業委員会を動員いたしまして調べました若い青年の意欲といったような調査もあるわけでございます。確かに相当の年齢になつても、非常に意欲的な農業をやつておられる方があることは否定できません。しかしながら、やはり若い青年が、若いエネルギーを持つて規模拡大をはかりたい、という意欲は非常に強いといふふうにはわれわれとしては意識し、また、それに応ずるような諸般の施策を講じなければならぬ。こういうふうな考えるわけでございまして、そういう意味からいいますと若返りといひますか、優秀な経営者を育成するといふこともこれはきわめて大事なことでございまして。

ただ、それだけではなくて、第三者への移譲といふか、こつちのいわば農地の流動化ないしは規模の拡大といふこともこれはきわめて大事でございまして、そういう点については諸般の施策を、地価の高騰、農家の土地の資産的保有の傾向、こういうことはあるにいたしまして、やはりわれわれとしては、あらゆる方法を使つてやういかなければならぬだろう。そういうものの一環といたしまして農振法の改正も実は提言しているような次第でございまして。

確かに三反から五反という場合の加入率が非常に低いという点については、われわれといたしましては、反省することはして、これの加入に努力しなければならぬと思ひますけれども、いま言われましました問題というのは、やはり三反から五反までの任意加入と当然加入といふものだけではなく、さらに当然加入の中にも、階層制の導入といふような問題も、この年金の将来の課題として、結局そこまで問題はいくのじゃないかろうかといふふうにも私は考えるわけでございまして、そ

れらの問題につきましても、これはすでに衆議院における御指摘もございまして、われわれとしてはさらに検討を進めてまいり、そして改善してまいりたいといふふうに考えるわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 私の伺つてゐる点と食い違つてゐる面がありますが、次に伺ひたいのは、これは私が先ほど言ひましたが、この年金に加入して、さて六十歳になつたら経営を移譲しよう、六十五歳になつたら経営を移譲しよう——経営をまかすといふことと経営を移譲するといふことは違ふのです。だから、経営を移譲するのには、六十三になつたらやうか六十四になつたらやうかと、そんなことを悩まなうかと思ふのです。しかし実際は、農家の移譲といふのはなかなかそんなものにはなつていかないと思ひます。あとでこの問題も少しやります。

そこで今度は問題を転じまして、農林省は、六十歳といふところを農業者の定年みたいに考へていらつしやるのではないかとこのうことなんです。それを、いま先ほどから局長おっしゃるやうに、また、この法律の中にもありますやうに、六十歳になつて経営移譲なさると、これこれの年金が出来ますよ、といふことで、定年といひますか、経営移譲を勧奨しておるわけですね。いま、国家公務員に対して勧奨退職といふのをやっています。五十八ぐらいになると、肩たたいてやめたらどうだ、といふのを勧奨退職といひてゐるのですけれども、農家に対して、この農林年金といふのが、六十歳になつたら、おやめになつたらどうですか、といふことで、勧奨退職をすすめておるわけですよ。ですから、六十歳といふところが、農民の定年だといふやうな考え方を持ていらつしやるのではないかと。

この間の白書の中に、「中核農家」という名前が出てきた。定義らしいものも出ております。基幹労働者として男子が専従しておつて、五十九歳まで。六十歳は入らない、「中核農家」には。五十九歳までです。これを「中核農家」といふ。これが、これからの日本の農業を背負っていくも

のである、積極的にこれを育成し、そして育てていかなければならぬという考え方ですね。だから、どうも農林省は、六十歳で勸奨退職をやる、勸奨移譲をやる、農民の定年というものを考えているのではないかと、どうも私は思うわけなんです。だから、問題は、五十九歳までは「中核農家」であるから、これからの日本の農業を背負っていくのだと盛んに言って、一つ年をこすと、おまえは、と肩たたいて、やめろと、こういう話です。これは、どういうわけだという私は感じを持つわけです。

そこで、農家の定年というのは、私の言う勸奨定年というのか。それについてどういうふうにかえていらいっしやいますか。

○政府委員(大山一生君) 農業者年金というのが、厚生年金並みの水準の年金を確保しよう、というふうな趣旨から設けられているわけでございます。そこで、経営移譲年金の支給開始年齢と申しますか、につきましては、厚生年金のほうがいわば支給開始年齢を六十歳にしている、こういうふうなこともありますので、そういうふうなことを勘案して六十歳ということにいたしているわけでございます。そして六十歳までの間に経営移譲すれば経営移譲年金を支給すると、こういうふうな考え方でございます。

定年というふうにかえるかと、こういう御指摘でございますけれども、この制度は、いわば農業者自身の自主的な意向によってやることにまかされているわけでございます。かりに経営移譲というものを六十四歳までにやらなかった場合でも、持ち出しにならぬ程度の老齢年金を支給する、こういうふうなこともなっているわけでございます。何といたしまして、経営移譲というものが、加入者の自主的な意向によって行なわれているというふうなこと。それから経営移譲された後、公務員の定年と同じように、役所に出て来ないか、ということではなくて、農業後継者なりなんかが営んでおります農業経営に従事することを妨げるものではございません。

それで、そういうようなことからいたしまして、われわれはいたしましては、農民の定年を六十歳というふうには考えていないわけでございます。ただ、この年金制度というところであるならば、やはり厚生年金の支給開始年齢等を考慮して、六十歳というのはいいのではないだろうか。五十九歳ではないか、あるいは六十歳でいい話になりますと、そこはやはり厚生年金並みというふうなことから、六十歳という支点を制度化した、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 こういう問題で長く論議しておつてもしょうがないので、先ほど私が申し上げたように、「中核農家」ということをばを出された。その「中核農家」というのは五十九歳までだ。妙な数字で五十九歳と書いてあるのです。それまでは「中核農家」であつて、それが、これから日本の農業を背負って立つものだ、というふうな、大きくそれを打ち出したわけですね。そして、六十歳以上でやめるものについて、いま言ったように、五十一年から、一年に一万七千幾ら出しますよ、六十五歳からおやめになりますと千七百円です。これは奨励です、勸奨です。それじゃ、一体、六十歳以上の基幹労働者というのは、農業に従事している基幹労働者、農林省の統計で明らかになつて、農業に従事している男子の基幹労働者の数というのは、割合と、この構成といふものは六十歳以上は、ほとんどふえているんですよ。いま三〇%をこしているんですよ。これは農業の実情じゃないでしょうか。三〇%をこしておるんですから。それが、いまま、まあこの農業者年金というのが、厚生年金と国民年金の中間をねらつて出ざるを得なかつたという宿命も感じます。承知をしております。ですけれども、どうもこういうものがあつたために、妙なことになるおるんじゃないかと。農家の実情なり農村の実情のあり方というものは、相当矛盾したものを持っておるんじゃないかとい

う感じを私は持つんですけど。まあ、それは答弁して要らないですよ。ただ、いま言ったように六十歳以上の農業の基幹労働者といふものは、これは年々ふえてきていて、そして構成比がいま言ったように三〇%をこすようになっていく。それで、六十歳が、何か勸奨退職みたいな、勸奨移譲みたいな形のものが出てくる。それから今度は五十九歳までが「中核農家」だといふことが出てくるという点に私は、大きな問題があると思う。まあ、これは年金があるからでしよう、しいて五十九歳にしたのは、ただ、農業政策を考える場合に、こういうものでは私はおかしいと思ふんですね。これはそれまででございます。時間たちますから。

そこで、もう一つの事業——いまは農業者年金です。農業者年金は同時に、離農給付金の支給事業といふのをやっておるわけですね。これは発足当時、五十五歳以上で加入できなかった者について、離農を奨励促進する、そして、その離農者が手放した農地といふものを、規模拡大に役立たせると。そのために、離農者に対して給付金を出してやるという、そういう事業をやつていらいっしやるわけですね。この年金は、御存じのとおり、この法案の一つの目的になつております。これが、こういうふうな五十五歳以上で加入できなかった者で、できるだけ離農するように援助をする、奨励をしていく。そしてその離農した農地といふものを、経営規模を拡大するように、そつちへつけ足していくというために、三十五万円と十五万円です。三十五万円と十五万円の二種類の離農給付金を出している。ところが、この事業は非常に件数が小さいです。まあ、三年やってみて、これは十年間で終わることになつておりますが、三年やってみて、これがわずかに八千件なんです。三年間で八千件です。この中に——農家の離農といふのは年に九千戸、これは三年たちますと二十七万戸といふものが離農していることになつて。その中が全部、経営移譲といふことになつて、それが、その中でわずかに八千戸しか離

農給付金というのは支給できない、できなかったんです。これは一体どういう理由か。その理由を一つ聞くと、この八千件といふのは、政府の事業として、国の事業としてやる価値があるかどうか、政策的な価値があるかどうかという点。この二つについて伺いたい。

○政府委員(大山一生君) 離農給付金制度、これは五十五歳にすでになつておられるような方で、いわばもう加入するにも加入できない人に対する一つの施策といひますか、こういうふうなことがございまして——国会における御指摘もあつたよな次第でございます。で、離農給付金につきましては、そういうような趣旨から、そしてまた一方では、構造政策を推進するといふから、こうからいたしまして、いわば全額国費でもってこれを実施しているわけでございます。

確かに御指摘のように、当初予定しましたよりはるかに少ない、毎年実績が三千件程度に推移しているというわけでございまして、やはり何と申しましても、最近におきます地価の上昇でありまして、あるいは農地の資産的保育の傾向と、こういうようなことからいたしまして、これが影響を受けているというふうにかへるわけでございます。で、離農給付金といふのは、御存じのように、年齢制限で入り得ない方の後継者に移譲という問題が対象になつていない、ということとが、この実績の少ない一つの原因であるといふふうにかへるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いずれにしましても、この法律が二つの面を持つておつて、一つは社会保障的な面と、もう一つは、農業政策の面、規模拡大、そして農地の流動化といふ二つの面を持つておるわけですね。その一つの重要な仕事として、この離農者に対して全部国が負担をして、そして離農を奨励する、奨励をしていく。そしてその土地といふものが経営規模拡大に資せられるような施策を行なうといふことで、全部国庫負担で離農の給付金といふものを支給した。しかし、それが三年運営をしてみて八千件であると、これは国の政策として遂

行する意味があるのかどうか、私はたいへん大きな疑問だと思ふ。それはいろんな理由がありまして、何がゆゑにこうなつたかという点についてはいろんな理由がありまして、少なくとも八千件程度のもの、年間に三千件です。それが一体政策として意味を持つのかどうかという点に大きな疑問を持つという点を指摘しておきたいと思ふ。

次にお伺いしたいのは、私はこのところでも言いたいんですが、これ離農に対してこういうふうな金額が国庫負担してやるんならば、移譲年金によって経営が若返るということに対して、国が負担をしていくことだつていいと思ふんです。これは、政策なんです。国の政策なんです。年金じゃないんです。これ、国の政策なんです。ですから、先ほど足鹿委員が言われたように、これは国が負担もしていいというふうには私は思ふんです。その程度の決意がない限りは、先ほど私が申し上げたようなことにしかならないんです。自然の流れにしかまかせざる以外にない。自然の流れです。いまは、中核農家、自立経営農家が、年とつたら若い者に譲っていくというの、これは自然の流れであつて、どこにも政策の入る余地はない。政策を入れるんならば、それは年金という形よりもっと違った形で入れる。年金でもいいですけども、全部国が負担するといふぐらゐな、この離農給付金と同じようなシステムをとつてやる必要があると思ふんです。けれども、まあしかし、それは先ほど答弁がありましたから、これぐらゐにいたします。

次にお伺いしたいのは、もう一つ問題は、この法律がやるもう一つのこの規模拡大には、農地の買入れ及び売り渡しの事業、売り払いの事業というのがあります。農地を買つて、そしてそれを経営規模の拡大のために売るといふ政策ですよ。これは言ふなれば、確かに農家が掛け金をかけていくわけだから、その掛け金でもって農地を買つて、そしてそれを経営規模を拡大する者に売

渡していくという政策、この政策がもう一つの柱になつてゐる。ところがこの面積はどうですか——三年たつてみて、七十件ですよ。面積は幾らかという九百四十一ヘクタール。特に四十八年のもう三件しかない、四十八年はわずか三件なんです。だから三年合算してみても七十件ですよ。まあ県がやる政策としてはうなずけます。国がやる政策としてこういうものが政策の意味を持つのかどうか、価値があるのかどうかという点ですね、私は、これはもう価値ないと思ふんです。こんなものは。まあこう言つて、農業者年金をぶつつぶすようなことになるだけども、しかし、要らぬものは捨てたほうがいいですよ。たつた三年やつておいて七十件です。これで農地を買つて、そしてその経営規模拡大のためにこれを売り払うんだというふうな仕事、これが七十件、面積が九百四十一ヘクタールじゃ、しかも四十八年のもう三件ですよ。四十九年は二件ぐらゐになつちやうんじやないですか。一件になるのか——というぐらゐな感じを受けます。一体これは政策としてどういう意味を持っているのか。私は、もう意味はない。まあ村がやるんならまだ意味がある、市町村がやるなら、国がやるには、政策の意味はないと思ふ。

○政府委員(大山一生君) 農地の買入れ、売り渡しの実績、これは御指摘のように四十八年十一月現在で九百四十一ヘクタール、まあ買入れが九百四十一ヘクタール、売り渡しが五百二十九ヘクタールと、こういうふうな非常に少ない数字になつてゐることは御指摘のとおりでございます。離農給付金でもそうでございますけれども、やはり何と申しますか、地価上昇、これは地帯別に見ますと、地価上昇によつて総体的に低い。農業的な色彩の強い地域においてこれが集中して起つてゐる、こういうふうなこともございまして、これと同じようなことが、この農地等の売買売り渡しのつきましても言えるわけでございます。やはり何と申しましても、農家の場合における農地の移動というのが、相互の間で直接行なわれる傾向

が強い。それで、自分の自己資金だけではなかなか対処できないような大面積の移動がある場合に、この制度が活用されてゐる、というのが現在の状態であるわけでございます。したがつて、端的に申し上げまして、この買入れ、売り渡しの実績が出ておられますのは、もう北海道に集中してゐるというのが現状であるわけでございます。で、釈明するわけではございませんけれども、先ほどのように、離農給付金のほうにもいよいよ第三者移譲というのを今度対象にするというふうなこと、第三者移譲の中で、いわば使用収益権の設定というのを対象にするというふうなこともしてゐるわけでございますけれども、こちらのほうにつきましても、いわば経営移譲年金というものが支給を開始されるというふうな五十一以降になるにまつと、これは相当大幅にこれが活用されるようになってくるのではないかと、こういうふうな考へてゐるような次第でございます。農地保有合理化法人とも競合する面なしにあらずというふうな問題はございすけれども、やはりこの買入れ、売り渡しのいうものの今後の政策的意味といふことになりまして、やはりこの制度が完全に本格化する五十二年一月以降に期待したいと、こういうふうな考へるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 局長のおっしゃるやうに、五十二年の一月一日から具体的に経営移譲年金というものは始まるわけだから、その後の買入れ、売り払いに対して期待をしたいということでありまして、私は大きな疑問を持つてゐるということを申し上げておきたいと思ふ。いまお話のございました農地保有合理化法人です、四十件ほどあります。これはちやうどこの農業者年金が充足するところに達したわけですね、いま四十件になつてゐる。この買入れは相当進んでゐます。私、それで、計算させてみたら約三万二千ヘクタールぐらゐです、約三年ぐらゐの間に。一方の、農林年金基金のほうは、けたが三つぐらゐ違つちやうてゐる、九百四十一ヘクタールですから、ですから、いま農地保有合理化

法人ですか、これと、いまの基金のやつていらつたやつとこの相互関係については、検討する必要があるというふうに私は思ふんですが、それを一つ申し上げて。もう一つ、この基金がやつてゐるもう一つの柱、それは、農地の取得のための融資事業をやつていらつちやうなわけですね、経営規模を拡大するために、農地の取得のための融資事業をやつていらつちやうな。ところが、これもあまりにもまた小さいんです。三年間に三百六十六件ですよ、三百六十六件。あまりにも小さい。それで、これを県別に見ますと、関東の六県は三年間ゼロ。近畿から中国、四国あたりになります。九州も、何か一件あるところが三つぐらゐあるのかな。ゼロというところが相当件数あります。これも私は、全国、国の政策としてやるというのはどうかと思ふんですね、こういうものを。

これも先ほど局長がおっしゃつたやうに、五十二年の一月一日から事業を開始する、その基金が始まるので、そのころになつたら、これがまた効果を発揮するといふ御答弁になるし、期待をしてゐるのかも知れません。しかし、どうもわずかに三百六十六件、そして県別に見ますと関東諸県は三年間に一件もないわけですよ。それから東海三県はこれも一件もない。近畿も六県のうち和歌山だけがある、あと五県はゼロ、三年間何にもなしと、この意味ですね。これは私はたいへんだと思ふですね、これ。ですから、もし、先ほどおっしゃつたやうに、五十二年の一月一日から移譲年金が始まるのでこれもそのときに期待できるということであればそれはまたそれとして承つておきたいと思ふ。

○政府委員(大山一生君) この農地等の取得資金の融資実績でございますが、先生御指摘のやうに、確かに北海道、九州等の農業的色彩の強いところに集中してゐる、これは確かでございます。この融資業務というのが、被保険者が離農農地を一括取得する場合に活用すると、こういうこと。

逆に言いますと、華家離村の多いところが中心になつてこの制度が活用されている。こういうことでございまして、これにつきましては、先生御指摘のように、件数は少ないとかの話でございすが、四十八年の十一月までの実績では、確かに四十八年は昨年の半分以下と、こういうことでございすけれども、現在の見通しといたしましては——四十七年が十四億ですか、四十八年は二十億という融資額を持つてゐるわけでございす。が、この点につきましては、年内には満額消化されるような見通しであるということが言えるのではないだらうかと、こういうふうな考へてゐる次第でございす。

○鶴岡哲夫君 四十六年と四十七年と四十八年の十一月一ぱいで三百六十六件で、融資額は八億、八億九千万円。局長のおっしゃつたのはそのワケじゃないですか、ワケの総計じゃないですか。

○政府委員(大山一生君) 四十六年が二百万円、四十七年が十三億六千四百万円、四十八年の十一月までで七億四千九百万円ということでございます。

○鶴岡哲夫君 はいわかりました。いづれにしても、私は、いまこの法律の成立過程から見ても、この法律の目的である二つの面、つまり年金の面、社会保障的な面と、もう一つ農業政策の面、この二つの目的を持つて発足したこの農林年金というものが、三年運営をして一体どういうところにあるのかということを見た場合に、どうも私は非常な、まあ私に言わせれば非常な時代にあるんじゃないかというふうに思ふんですよ。これは逆の方向からいいますと、いまの農地を取得するための融資の状況にいたしまして、国の政策としては、わずかに三年間に三百六十六件というのでは、果がやるにしても、これはもう政策としてはあまり意味がないというふうに思ふ。買入れの需要にいたしまして、これももうも小さなものであつて、まことに微々たるものであつて、これももう話にならぬじゃないかとい

うことになりまして、それからもう一つ、加入の状況から見ても、たいへんいびつな状態になつてゐる。いまや、言うならば自立経営農家と中核の農家を圧倒的な中心にした年金になつてゐる。そして、それが年とつたら経営移譲をしていくという自然の流れの中にしかないんじゃないか。したがって、農業政策の面といたしましては——農政の面というものは、非常に小さなものになつてしまつてゐる。

そこで、大臣にお尋ねをしたい。ごきげんよく私の意見を聞いてもらつたわけですが、ごきげんよく聞いてもらつたから。そこで、一体いまの農林年金の実情はどうなんだと。二つの目的を持つて発足して三年たつたけれども、いまの農林年金というものは農業政策の面というものがこれは消えうせようとしてゐる、こういう状態にあるのではないかと。もしここで、そうではなくて、法の本来のたてまえからいって、社会保障の面と農業政策の面と二つ兼ね備へてこの年金が運営されるというのであれば、私は、それに賛成すると反対するとか別にして、国の政策としての負担というものを、ふさわしく持たなければ意味がなくなつてゐる、意味ないという事態になつてゐる、ということをお私はいままで論証してきたわけでありまして、これについて、まず、局長に答弁をしてもらつて、大臣は、その答弁を受けて大臣が答弁するのはいいでしょう。

○政府委員(大山一生君) 基本的な考え方といたしまして、国民の老後の生活を安定させねばならぬというの、確かに国全体の施策であり、将来の方向だと思つております。この点につきましては、これはすべてを国民を通じてそういうことへの寄与というふうなことで進むべきものであらうというふうな考へるわけでございまして、そういう中において仕組まれます農業者年金ということになりますと、やはり構造政策というものを推進する中で、経営移譲というものを支給要件とする年金と、こういうふうなことであらう、こういうこととで当初から発足したわけでございす。まあ発

足後もう三年——まだ三年と言いますか、とにかく三年たつたわけでございまして、加入者の数にいたしまして、当然加入は六六%、全体としてはまだ満足すべき加入状態にはなつておりません。したがって、この点については、われわれはあらゆる努力を払つて、農民のコンセンサスを得る中でその加入率の増加ということにつとめねばならぬというふうに考へます。

それから、まあ確かに離農給付金の実績なり、あるいは農地の売買あるいは融資業務というふうなことにつきましても、それ自体から出る限りにおいては、先生が高く評価されるほどの実績になつてないことも事実だと思ひます。しかし、われわれといたしましては、やはり問題といたしましては、他の構造諸施策の推進と相まつ中でこれらの問題について対処してまいりたい、というふうな考へるわけでございすけれども、何と申しまして、やはりいまの時点でのこの年金についての評価をすべきではないだらう。やはり五十一一年時点になつて、経営移譲年金が支給を開始されるようなことになつて、われわれとしては、相当の効果が発揮されるものと期待してゐる、こういうふうなわけでございす。まあ、しかしながら、農業者年金だけで構造政策が遂行できるわけではございせんので、他の諸施策と相まちまして、これの、構造政策の推進について努力してまいりたい、というふうな考へるわけでございす。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金制度は、優秀な経営担当者の確保、それから経営移譲の促進、それから経営規模の拡大等、まあ、そういう農業者の老後生活の安定を密接に関連いたしてある点に着目いたしまして、年金制度という形を踏まえながら、そういう手段を通じてこの農業経営の近代化、農地保有の合理化をはかるというところであることは先ほど来お答えいたしておるところであります。したがつて、この制度におきましては、経営移譲を支給要件といたしまして、厚生年金制度並みの水準の経営移譲年金を支給することによりまして、いわゆる適期に、この経営移譲を

しない者についても六十五歳以後、国民年金をあわせて農業者老後年金を支給するということになつておりました。農業者の老後の生活に資するものであると考へておる次第であります。それから農業者年金制度は、創設後、先ほど来お答えいたしておりますように、日が浅いために、本制度の政策効果を現時点で判断をいたしなすといふことはちよつと困難であります。昭和五十一年からは経営移譲年金の支給が開始されることになりまして、相当にこの効果が発揮されるものとわれわれは期待をいたしておる次第であります。

なお、農業者年金制度が所期の目的を達成いたしますためには、各種の構造政策と密接に関連づけながらこれを実施、運営してまいらうということが必要であると思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、いままでの経過から論じまして、重ねて申し上げておきたいんですけれども、二つの目的を持つてこの農業者年金というものは運営されてきてゐると思ふ。しかし、加入の状況から見れば、経営を拡大するという方向ではないといふふうな言つていい。さらに、離農を進めるといふこととお始めになつたこの離農給付金、これもまことに貧弱なもので、国の政策としては、いかになものかと思ふ。さらに、農地を買い、そして農地を売り渡し、そして経営を拡大するといふこの政策もまことにみじめなものである。政策とは言いがたい。さらに、金を貸して、そして融資をして、そのことによって規模を拡大しようといふことも、これもまことにお恥ずかしい話である。したがつて、この農業者年金といふのは、農業政策の面というものは、年金の半面である農業政策の面というものは、これは異常な事態にあるといふふうに見なければならぬと思ふ。したがつて、これを本来の法の趣旨に従つて運営しようとなさるならば、これは国の出費というものをもう少し投ぜられる必要があると思ふ。そうでない限りにおいては、この農政の面といふものは、これははなはだ異常な、いびつな状態になつてしまつ

て、単に中核農家や自立経営農家の経営を若返らせる、その点だけのためにこれから役立つにすぎない。金を投じない以上、そうだと思う。しかも経営が若返るそのことも問題がある、大きな問題があるというふうに私は考えております。

以上をもちまして、この農業者年金は、時間の関係もありまして終わりたいと思いますが、もう一つ、実は、きょう水産庁長官においでをいただいて、漁業者年金というものを少し詰めたというふうな思っておたわけですが、ですが、時間の関係もありまして……。この農業者年金に対して漁業者年金というものも考えられるべきであるという附帯決議を、この間、水産三法が通りますときに水産振興の決議案として出してありますが、ぜひこの問題の検討もすみやかに進めていただいて、適当な時期に水産庁長官もおいでいただいで、農林大臣と並んで、この問題についての議論をやりたい。こう思っております点を追加まして終わりたいと思っております。

——大臣、何か答弁ございましたら、いただいております。

○国務大臣(倉石忠雄君) これは、先般、水産三法のときの御決議でございまして、私のほうも、その御趣旨を尊重して検討いたします、とお答えいたしておる次第であります。農業者のほうとは、御存じのように、いろいろ仕事の面において違ふものもあるのですが、私どももいたしまして、もう、こういう方々のためになることであると思っております、十分これは検討してまいりたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 次に、農林年金について伺いをいたしますが、この農林年金について、まず財政の問題について足鹿委員が詳細にわたりまして議論をされて、また、附帯決議にもなっておりますので、この点は省略をいたしまして、ただ、二、三点お尋ねをしたいわけでありまして、それはこの農林年金を私に言わせると、その目的を果たしていない面があるという点を非常に痛感するわけですが、それは掛け金がいへん高い、

千分の九十六という掛け金になっておるわけですが、同じ共済年金にいたしまして、国家公務員の共済年金は八十八というのでありますが、非常に高きですね。私学共済が千分の七十六というんでありますから、これと比べましてもたいへん高きにある。にかかわらず今度は給付がこれまで一番低い、共済年金の中では一番低い、目立って低いということなんです。これは掛け金が一番高く、そして給付はまた一番低い。これは一体どうなさるおつもりかという点なんです。これは国の補助の問題やいろいろな問題とからみまされども、これを見て聞きたくなる。どうなさるおつもりか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに先生御指摘のとおり、農林年金の掛け金率は国鉄共済を除きますと最高に高いということになっております。また、給付のほうは異常に低いとおっしゃいましたけれども、確かに受け取る年金額そのものを比べた場合には必ずしも高いとは言えないわけでございます。ただ、先生これはおそろしく仕組みを十分御承知の上でございまして、このように思われますけれども、多少申し上げますと、このようになつております原因は、やはり農林年金を組織しております農林漁業団体職員の給与といえますが、それが残念ながら他の共済組合の組合員の給与と比べた場合に、これは低い。したがって、そういう低い給与を基準といたしましていろいろ計算をされる結果、受け取るべき年金の額が低くなるということとだろうと思っております。これも蛇足かと思えますけれども、制度そのものは必ずしも悪い制度ではございません。むしろ厚生年金等から比べますと、給付内容はより充実をされているといつて過言ではなからうというふうに考えているわけでございます。問題はやはり農林漁業団体職員の給与の改善ということが受け取るべき年金額の増額につながるというふうに考えているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 賃金が低い。したがって、その掛け金はべらぼうに高い、そして給付はまたこれべらぼうに低い。一番高くても一番少ない給付、こういう状況なんです。しかし、これを見て何とかしなきゃならぬというふうにお考えにならないのをおかし。何とかすると、こういうふうにする、というふうにおっしゃってまいりたいわけですか。私は、この間、これは工藤委員だと思つておりますが、質問をいたしましたときに私学共済の問題を出しました。そのときに、局長の答弁聞いておりました。これは地方自治体が、公立学校として地方自治体がやる面もあつて、こういうふうにしていらっしゃるんだというふうな話をなさつたわけですね。私は農業者諸団体にいたしまして、農林漁業諸団体にいたしまして、そういう意味合いは持つておると思つております。むしろこの私立学校共済に対して都道府県が援助しているのは、公立学校に対して私立学校の給与が二割五分ぐらい低い。私は賃金の専門家だから、長年やっておりますから知つてゐるのです。これ、二割五分ぐらい低いんです。いまもう少し低くなつたかも知れませんがね。二割五分ぐらい低い。非常に低い。したがって、掛け金も高くなるし、給付は安い、低いということになるだろうと思つております。せめて掛け金も安くしようと思つてございましょう。だから都道府県が出すということにしたいんですよ。その点を踏まえるなら私は、農林漁業団体にいたしまして同じことだと思つております。学校の先生よりもっと賃金が低い、掛け金は二〇%高いですよ。千分の九十六と千分の七十六で二十違ふんですよ。二十も違つたらたいへんです、これ。いま千分の二上げるとか、千分の三上げればたいへんな話です。それが二十も違つてゐるのです。これに対して何かのやっぱり考え方を持つという基本的な姿勢を出してもらいたいと思つております。これがないのだから、それはきまつちゃつてゐるから、大蔵省と折衝なさつたり、いろいろ関係方面と折衝なさつて、こういうことになつたから、したがって、それに結びつたを合わしてやるために、お話をなさつてゐると思つたけれども、しかし、やりたいのだ、こうやつてきたのだ、これから何としてもやるのだ、という形を出してもらわれないと、ここで議論する意味はないですよ。きまつたことをそれきり話されたんじや意味がない。その点についての考え方を……。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農林年金につきましては、組合員の掛け金負担の軽減をはかりたいと思つて、私学共済と同様に都道府県の助成を導入することにつきまして、農林省では、関係省とすれば協議を行なつてまいつたのであります。私学共済につきましては都道府県助成が行なわれてゐることの理由として、公共団体が行なう教育を私学が肩がわりしていることに着目いたしまして、施設費、それから人件費の補助として行なわれてゐるものであるとされております。農林漁業団体については、都道府県助成を導入することにつきましていかなる理由づけをするか、また、補助に伴う都道府県の財源措置をどのようにするか、などの問題がありまして、残念ながら今回の協議がととのわなかつたのであります。今後とも、この問題については関係省庁とも十分協議し、検討いたしてまいりたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 この問題に對しましては国の問題もありまして、都道府県の問題もありますし、同時に、人材確保という面からいって、これは農林漁業団体の経営者当局の負担の問題についてもいろいろ考え検討していかなければならぬ問題があると思つておりますので、そういう方向で今後とも大臣の御尽力を要望したいと思つております。

それから、先ほど申し上げました、局長から答弁がありました農林漁業団体の賃金が非常に安いという点について、安いというのが二通りあります。一つは、全体として低いということ、もう一つは、中央段階と県段階と町村段階。農協でいいますと、単協と県連と全国連、この差が非常にあり過ぎるという問題ですね、これが一つあるわけですよ。これはいづれいろいろな機会がありますので議論をしたいと思いますけれども、全国段階を一〇〇としたら、県段階は大体八〇

ぐらい、そうして単協が六〇ぐらい、六〇ちよつ
とというふうに見ていいんじゃないでしょうか。
ですから、私は、農協というのは、原点は単協に
あると。何といつても、農協というのは原点は単
協で、その単協に対してサービスをするために県
連ができています。県連をはじめ単協のサービスの
ために全国連ができています、というふうにするの
です。にかかわらず、賃金が、こういうふうにな
中央と、県の段階と、町村の段階との間にたいへ
な格差があるというところは、非常に大きな問題だ
と思う。私は、これは学歴の差だというふうな考
え方もあって、若干検討してみました。これは学
歴の差ではないですね。つまり、女性をとってみ
るとすぐにはっきりわかる。女性の場合というのは
それほど学歴の差は出てない。女性をとってみて
もほぼ同じような段階になっています。

ですから、この問題が一つと、もう一つは三年
前でしたか、私は農協問題についてやりましたと
きに、農協の労働基準法違反というのが非常に多
くて、農協省として労働基準法違反について全
国的に調査なさったこともあった。これはあるは
労働基準法に對するこういう理事者側といひます
か、経営者側の姿勢という問題にもたくさん問題
がある。ですから、それらを含めてこれは論議
しないといふといけないと思うので、これでも、
この問題はいずれまた機会をみまして、この賃金
の問題については考えたいと思つて、この賃金
の問題、今度の春闘の妥結状況といひますが、見ま
すと、やはり単協の値上がりというのは非常に小
さいのです、非常に小さい。だから、今度の春
闘を見てもたいへん小さい。単協の場合、平均し
て一万八千円ぐらいの賃金になりますね。です
から非常に低いのです。ですから、こういう問題
について、私がいま申し上げた中央と全国連と県
連と単協との間にたいへんな格差があるという問
題と、それから労働基準法に對する労働基準法違反
についての問題と、それから、こういう賃金の低さ
という問題について、農協省としてはどういう考
え方を持っていられるのか、その点だけを伺

つておきます。

○政府委員(岡安誠君) 一般的に農林業団体の職
員の給与というものは、ほかに比べて必ずしも高
いといえない段階でございます。また、御指摘の
とおり農林漁業団体職員給与につきましても、
市町村段階、府県段階、全国段階を比べましても
町村段階を一〇〇にした場合、府県段階が大体一
三〇、全国段階が一六〇というふうな格差、これ
はあまり変わらないうふうでございます。

ただ、こういうような格差があるということに
ついて、まあどれぐらいか、全国一律であるとい
うことがいかにどうか、これも問題がございま
すが、地域的に物価その他が違いますから問題が
ございまして、じゃ、どのぐらいの格差が適当で
あるかという問題につきましてはなかなかむずか
しいことではございますが、一応、公務員と、それ
ぞれの市町村段階、府県段階、全国段階の公務員
の給与と比べた場合、全国段階ではほぼ拮抗する
ような水準になっているといえるのではあるまい
かと思ひます。むしろ格差が開いておりますのは
府県段階でございます。府県段階の場合には、
団体職員と地方公務員の職員の給与とは公務員の
ほうがはるかに高い段階でございます。市町村段
階にいきますと、その格差は大体一〇%から二〇
%の間ぐらいというふうには見えております。
で、私もやはりこういう格差があるという
こと、これは事実でございますので、なるべく早
い機会に格差を縮めるように努力はしなければな
らないと思つております。

保するといふものは、その支払い財源の確保とい
うのが第一に必要でございますが、これはやはり
農林漁業団体みずからの自主的な努力といふもの
が第一でございます。これはやはり国なり、都道
府県、その他からの援助をまず第一に期待すべき
ものではなからうというふうには考えるので、私
どもは、やはりそういう農林漁業団体の経営基盤の
確立といひますか、そのためにはあらゆる努力は
惜しまないつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 それにはまず、農業政策を転換し
なければならぬ面が非常に大きいと私は思つて
おりますが、だから、その意味では農林省も大き
な責任を負つてゐる。政府も大きな責任を負つて
おるといふふうには思つておるのです。

あと労働基準法違反の問題はどうですか。いず
れあらためてやりますが、考え方を聞いておきた
い。

○政府委員(岡安誠君) 基準法違反の問題につ
きましては、しばしば国会の場におきましても御指
摘があるわけでございまして、私も、農協
が、その仕事の内容、職員の勤務状態等によりま
してなかなかむずかしい状態にあるといふことは
承知いたしておりますけれども、だからといつ
て、基準法違反の状態があつていいわけのもの
はございません。そこで、あらゆる機会を通じて
して、私も、こういうような状態の解消に努
力をいたしてきておるわけでございまして、全国
段階、特に指導的地位にある全国団体に対しま
しては、あらゆる機会を利用いたしまして末端の
団体の管理者、責任者に対して研修を充実する
ようにといふことをお願いをいたしております。
で、全中それから共済連等を中心として、その
ような指導が現に行なわれているわけでござい
ます。ただ、現状におきましても、いろいろ聞
くところによりますと、なお違反の状態があるや
に聞いておりますので、最近でございましてす
けれども、地方農政局を通じて、農業協同組合の
労働基準法の順守状況の実情把握をいたしたいとい
うことで、いまその指示をいたしておるわけでござ

ざいます。その結果を待ちまして、さらに必要な
措置を至急したいというふうには考えるわけであり
ます。

○鶴岡哲夫君 これ局長にお伺ひしたいのですけ
れども、例を取り上げて説明をしてもいいの
ですけれども、二十年農協におつて——まあ単協
でいいです、単協に二十年おつて年金がついてい
ます。そうして、すぐほかの農林漁業団体に就職
をした。局長じゃなくてもいいですよ。実務の
人、課長でもいいです。二十年つとめて、年金を受
けられるのだけれども、やめて、五十五、六で、
定年みたいなものから、やめて、定年のない
農林漁業団体に就職をした、というときの年金の
受給はどうなのか。それからその先はどうなの
か。そうして五年なら五年つとめてやめた場合の
年金はどうなのか。もう一つは、同じ農協なら農
協に二十年おつて、やめて、そして民間団体、民
間の会社に入つた場合、厚生年金が受けられるそ
の団体の入つて五年つとめてやめた場合、そのと
きの年金の状況、その二つについて説明を聞きた
い。これは実務者でいいですよ、局長や審議官知
らぬだらうから課長でいい。

○政府委員(岡安誠君) まず最初の例について申
し上げますが、最初の例は、農林漁業団体に二十
年以上つとめて、やめられて、それから別の農林
漁業団体に就職をされたという場合の年金の給付
関係でございますが、最初の団体に二十年以上お
られたわけですから、当然これは年金をもらわれ
るわけでございまして、ところが、別の農林漁業
団体、農林漁業職員共済組合ですか、の所属団体で
ある農林漁業団体に所属いたしますと、これまで
組合員になるわけですから、組合員になりますと、こ
の年金の支給は停止されます。これは年金受給者
といふのは組合員をやめたとき、組合員以外の者
に対して支給されるという関係がございまして、
停止されます。しかし、またその団体をおやめに
なるといふときには、前の勤務年限に後の勤務年
限を加算をいたしまして、合計の勤務年限に相応
する年金が支給されるという関係になります。そ

れからあとの、農林漁業団体で二十年以上つとめてまして、やめて、農林漁業団体以外の会社等につとめられた場合、これは前の農林漁業団体の勤務年限に相応する年金を受けられます。なお、会社につとめておられても年金は支給されます。で、会社をそのときにやめられた場合には、おそらく厚生年金に入るか入らないかはあれでだけれども、入った場合でも、二十年以上勤続ということはないでしょうから、そのときには、脱退手当金をもらわれると。その間、農林年金の受給は継続をしているという関係になると思います。

○鶴岡哲夫君 その場合にどちらが有利です。つまり農協なら農協に二十年つとめて、やめて、そして民間の会社に入って厚生年金に入る。そして五年たったら五年の通算老齢年金をもらうと、二つもらうことになります。一方、農協に二十年おつて、やめて、農林漁業団体に入った場合には、年金はあるけれども、同じ組合員であるから受けられないと。そして五年たつてやめた場合には通算をしようというのと。

○政府委員(岡安誠君) まあ、どちらが有利かというのは、具体的な計算をしてみればわかる点もありますが、またわからない点もございまして。と申しますのは、やはりその間物価がどうなるか、その他のことがございまして——先生御承知のとおり、ベースの改定その他が入ってまいりますと、非常に複雑な関係になります。それを抜けば、これはやはり平均標準給与に掛ける年数ということになります。頭打ちがございまして、二十二年をこえた場合には金額が上がついていくという関係にもございまして、普通一般常識的には、やはり最終的におやめになるときにすべてを通算をしようというのが有利ではなからうかというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 いや、農協に二十年つとめて課長になつて、十万円なら十万円をやめた、そしてほかの農林漁業団体に行つたと、そこでは月収七万円だと、それで五年たつてやめたということをして想定した場合と、それから一方は、先ほど申し上げ

げましたように、二十年おつて十万円をやめた、そして民間団体に行つて七万円という月給をもらつて五年たつてやめたという場合にどうかという事です。これは、一般には何でしょう、こういうことでいきますと、これは農林漁業団体にとまらないうです。どうしてもこれは外へ出てしまふです。それでどうも問題があるのではないかと。だから、この農林年金の趣旨というのが、御承知のように、一つは人材確保といふのが、職務管理といふ面があるわけですから、それで、こういう制度があるために、やめてしまつたら、これは外へ、村を出て行くといふか、村から別の、町から別の会社に入るというのがある。一般になつてしまつた。しかし、定年のない農林漁業団体であるんだから、そこへ行つて働いても十分働ける、能力も十分あるというんだけれども、そうならないというのが現状じゃないでしょうか。そこらあたりのことを考えないといふと、この法の趣旨といふものにそぐわない面が出てくる。そういう点についてどうお考えか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに先生の御説明のうちに、第二の職場である農林漁業団体の給与が、前の場合に比べて低くするという場合には、確かに最終時の平均標準給与といふものが、まあ今年一年にしますけれども、三年平均よりもいずれが高いかどうか比べることにしますけれども、まあ三年平均した場合に、さらに低くなる場合には受け取るべき年金が低くなるというふうなことになる。まあ相当高年齢でやめになります。それから、さらに別の農林漁業団体にとまられるという方には、現在の制度としましては、若干問題があることはいふまでもない。まあ将来の研究課題であらうというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 これは、私は、農村においては、実際問題として深刻な問題だと思つては、すから、すみやかに検討をして解決してもらいたい。そうでないといふと、二十年たつて、あるいは五十五になつて——大体五十五ぐらいです、ね、農協の場合は、そうしますと、あと農林漁業

団体に定年制の六十歳までのところがありますし、行きたいと思つても、十万円のもの七万円に下がつてしまふのだつたら、これはもう外へ出て民間会社につとめたほうがいいということになる。二十年の年金はもらひながら民間の会社の月給をもらつて、五年たつてやめるときにはこれまた、そこで年金ももらへるというふうな形になつておるわけですから、これじゃ人材が農林にとどまるはずないですよ。逆に農林年金といふものは人材を追い出している、と、五十五歳とすといふ追い出してしまふということになつておるといふ点について、どうお考えか、これはすみやかに検討をして結論を出していただきたいということを要望しておきます。

大臣、このことどうですか。やつてください、いいですか。早うやらなければいかぬです、これ。追い出しちゃうんです、これ。にこにこして聞いとおたただけだめですよ。すみやかにやるように大臣にもひとつ要望しておきましょう。○国務大臣(倉石忠雄君) 検討いたしてみたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 時間の関係もありますので……大蔵省見えていますか、——見えていないければ、あとでもいいです。

○委員長(初村謙一郎君) ちょっと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(初村謙一郎君) 速記を起こして。

○鶴岡哲夫君 ちょっと、二つだけしほつてお伺いしたいのですが、厚生年金と国民年金がそれぞれ三カ月、四カ月繰り上がつてやることになつたんですが、恩給とそれから共済年金について同じようにやはり繰り上げるべきではないかという点です。まあ制度としてはいろいろ差があります。しかし、厚生年金並びに国民年金の繰り上げについては、私どもが理解している最も大きな理由は、やはりいまの異常な物価高に対する、異常な事態に対する措置だといふふうに思つております。それから言うならば、恩給についても、共済

年金についても、国家公務員、地方公務員を問わず、いま問題になっております農林年金についても同じであります。やはり繰り上げて実施すべきではないかという点。それから、もう一つは、これは参考人の意見を聞きましたときに、出たんですが、従来から問題になつておるんですが、公務員のベースアップにスライドする、それが一年半おくれの状態になつておるというのが実情であります。これをできるだけ圧縮する、できるだけ早く年金にも反映するように措置をすべきではないか、この二つの点です。

○説明員(梅澤節男君) まず、前段の問題でございまして、ただいま御指摘になりましたように、厚生年金、国民年金につきましては、最近の異常な物価の動向等を考えまして、先般衆議院におきまして、四十九年度限りの特例の処置として厚生年金、国民年金の物価スライドの時期を繰り上げるという修正がなされたこと承知をいたしております。御案内のように、厚生年金、国民年金というのは、年金の改定の仕組みが共済と若干異なつておまして、厚生年金は国民年金はベースとなりまして、年金の改定が毎年行なわれるわけはございまして、財政再計算期と申します。その間隔を置いてベースになる年金を改定する。その間隔の間は、物価の上昇に応じて物価スライドでつないでいく、そういうことで、年金の実質的価値を維持するといふたてまえになつております。ところが、共済年金は恩給につきます。従来、改定の経緯を十分御承知のこととお思ひますが、毎年年度金額を改定いたしておるわけでございます。その場合には、私も改定の指標にとつておりますものは、これは法律に書いてございまして、「国民の生活水準」云々といふことばがございまして、端的に申しますれば、御案内のように、国家公務員の給与改定率、これは公正な第三者機関である人事院の勧告に基づきまして政府が実施するベースアップ率でございまして、こういう改定率等を勘案

いたしまして、毎年度の年金改定をやっておると
いうことでございまして、簡単に申し上げます
ば、厚生年金なり国民年金は物価である、共済
なり恩給というのは給与であると指標が。とい
うことで、前者の二つの年金の物価スライドの繰り
上げ時期が四十九年度の特例の処置として繰り上
げられたということで、それと連動して直ちに共
済なり恩給を繰り上げるべきであるという議論に
はならないのではないかと。

具体的な改定幅で申し上げますと、厚年なり国
年は、先般確定いたしました四十八年度のCPI
の上昇率一六・一％でございまして、共
済、恩給につきましては、四十八年度の給与改善
公務員の給与改定率のほかに過去の水準差の
補てん部分。それから、その他共済につきまし
ては、年金の改定の基礎になる給与の算定方式の改
善、あるいは最低保障の大幅な引き上げ等々を行
なっております。それぞれ年金あるいは恩給に
よって上昇率は違いますが、たとえば恩給
を例にとりますと、全般的に二七％のアップ率に
なっておりますし、受給者の層によりましては三
〇％、五〇％上がる層がございまして。それから、
一方、農林共済につきましても、そういう基礎的
な二・三・八％のアップ率のほかにいま申し上げた
ものもろの制度改善の結果、やはり四〇％をこえ
る改善率ということになっておりますので、そう
いう比較から見ても、厚年、国年の物価スライ
ドをやったから、直ちに共済なり恩給の改定期を繰
り上げるべきである、という議論にはならないの
ではないかと、というのが私ども財政当局の率直な
見解でございます。

それから、第二点の、従来の公務員のペアの改
定期に比べてまして翌年度、つまり十月からでござ
いますから、まさに御指摘のように一年半の時間
的おくれと言いますか、タイム・ラグがあるとい
う議論は、従来からあることは私も十分承知し
たしております。ただ、この問題につきまして
は、共済なり恩給というものは一連の改定期期で
もって動くべき性質のものと考えられますので、

かりに一カ月繰り上げるといたしまして、相当
膨大な財源を必要といたしますので、五十年以
降これをどういうふうに考えていくのかというこ
とは、御指摘のように一つの検討課題であると、
将来の検討課題であるということは否定はいたし
ませんけれども、いま直ちにどうするかというこ
とについては、現時点で具体的な方向をお示しす
ることはできないというのが現状でございます。

○鶴岡哲夫君 前者のほうの答えですが、国民年
金あるいは厚生年金と共済年金との関係について
の差があることは承知いたしております。しかし
し、その差があるから、ということが理由で繰り
上げたわけではなくて、年金受給者というものが、
異常なインフレの中で一番いためつけられて
おるといのが根本的な理由だと思っております。そ
の根本的な理由から言えども同じです。だから月の
差はあったとしても、一方は三カ月、一方は四カ
月という差があったとしても、これは共済年金に
ついてでも考えるべき筋合いのものだと私は思いま
す。差は承知しております。一方は物価であり、
一方は賃金に対するスライドであるという差があ
ることも承知しております。内部において若干の差が
あることも承知しております。ただ、いま言った
ように厚生年金、国民年金を繰り上げたというこ
とは、これは言うまでもなく、年金受給者が、異
常なインフレ下にあつて、これが最も犠牲を受け
ているところからだと思ふのです。その点
に問題をすれば、当然恩給にしても、共済年金
にしても、これは何らかの措置を、本年限りとい
えどもとする筋合いのものではないかと、こう私は
思っております。

それから、後者のほうのお答えであります、
これはやはり長い間の経緯がありますが、やはり
解決すべき課題として財政当局のほうでもすみや
かに検討をしてみたいということをお願いをいた
しておきます。この点についてどうですか。
○説明員(梅澤節男君) 厚年、国年の物価スライ
ドと共済なり恩給の改定期は連動して行なわれ
るべきではないかという点につきましては、私ど

もは、必ずしも連動して考えるべき筋合いのもの
ではないかということでございまして、その論旨は
先ほどの繰り返しになるので省略させていただきます。
それから後者の問題につきましては、五十年以
以降の一つの検討課題として受けとめておくとい
う率直な感じを現在事務局としては持っております。

○辻一彦君 私、農業者年金法の改正案の審議に
あたつて農村の主婦の加入問題について二、三
点伺いたいと思ひます。四十分ぐらいの時
間ありますから、要点を二、三お伺いします。
その前に、まず第一に、農村の主婦の健康管理
について少し伺いをいたしたいと思ひます。産
業構造や農業構造がずつと変わつて兼業農家がた
いへんふえて、成壮年の男子のほうは出かせぎ、
あるいは職につくということが多くなつて、い
ま農業労働の中心は主婦の肩にかかつてい
う状況がかなり大きいと思ひます。特に、米作地
帯等を見ても、そういう状況が非常に大きいわけ
であります。農林省として、主婦が農業労働の
中に占める位置というものをどういうように把握
をしておられるか、これをまずお伺いしたい
と思ひます。

○政府委員(松元威雄君) 御指摘のように、農業
就業人口の減少傾向、それからまた、兼業化の進
展ということに伴ひまして主婦労働に対する依存
度は、これは強まつていくわけでございます。こ
れはまあ、たとえば基幹的労働者の中におきま
す女子の比率でございまして、その他いろいろ
な指標を見てもまいりますと、まあ大体半分ぐら
いが女子労働であるということでございます。こ
の時系列的に計数的に非常に女子がウェイトが高
なつたということでは必ずしもございせんが、
その態様は、主婦労働に対する依存度を強めてい
るという実態にある。したがつて、いわば営
農面と生活面と両面において主婦労働というの
は非常に、過重と申しますか、むずかしい問題をか
かえているというふうに考えているわけござい

ます。
○辻一彦君 この主婦というものは、農業労働に
おいてもおもしろくない、にない手になっております
が、最近では、同時に、通勤の範囲内で出かせ
ぎ、日かせぎといひますか、あるいは職場につ
めるとか、こういう形が非常に多くなつてい
る。そこで、農作業をやり、それからかせぎに行き、
帰つてからまた農作業をやる。そして、それに家
事、育児と加つて、主婦の状況を見ます
と、非常に働き疲れて過労状況というものがあ
るようによろしく。こういうような農家の主婦の
農外就労について、その健康と生活の状況につ
いて、政府として調査をしたような資料があればお
伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) 主婦のいわば農業への
就業あるいは他産業への就業、その態様はいろ
いろあるわけございまして、たとえば水田のよ
うな場合でございまして、男子はたとえば兼業に出
て、主婦が一人になつてい。こういう形態もご
ざいます。それから、その他のたとえばかなり労
働を要するようなもの、畜産でございまして、か
果樹のように両者が農業労働を担当しているとい
うのもございまして。それからまた、主婦が農業も
やると同時に、自分も兼業に出ていくというの
もございまして。いろいろな態様があるわけござ
います。いづれにいたしましても、主婦といたし
ますと、農業への従事、それから一部他産業への
従事、それから家事労働、合わせまして労働過重
になつていくわけでございます。

そこで、これに對しまして、私どもは、一つの
面では、これは農業の面ではいろいろな対策を講ず
る——たとえば、いわば省力化というようなこと
で対策を講ずるわけでございますが、同時に、生
活面におきましても、御案内のように、私ども、
生活改善事業というのを持っております。これ
を通じまして——いわば労働の適正配分と申しま
すか、そういうこと、営農と生活、家事労働への
適正な労働配分ということ、あるいはまたそれに
見合つた正しい食生活でございまして、こうい

うのにつぎまして、生活改良普及事業を通じていろいろ調査や指導をいたしておるわけでございます。特にその場合、これはモデル的でございますから、必ずしもこれをもって全般的というわけではございませんが、一つの調査の例として、私も、四十年以降この健康管理の問題につきまして農山漁家健康管理特別事業というのをずっとやっておるわけでございます。

それからまた、四十三年から家族労働適正化特別事業というのを実施しております。農業者の方、特に主婦の方の健康状態あるいは生活状態というのを調査しております。これによりましてある程度健康管理の実態も把握しております。それに対するいわば適正指導と申しますか、そういうのをモデル的にやっております。その普及効果をねらっているわけでございます。この調査はモデル調査でございますから、これをもち直ちに全国的にやうであるという断定はいたしません。直ちに全国的にやうであるという断定はいたしません。直ちに全国的にやうであるという断定はいたしません。

家の方、特に主婦の方の健康状態の異常を訴えておるとか、特にいわゆる農婦症でございますか、そういうのにかかりかかっているというように徴候が見られました。これはもちろん、直ちに治療を要するというわけじゃございません。これは、いわば健康状態、生活状態、こういうのを改善するというのを通じまして、この主婦の労働に對して対応していく、という意味でそれを行なっているわけでございまして、私どもの把握しておるものでは、こういったモデル的な特別事業で、そういった実態を把握したものでございます。

○辻一彦君 まだ、全国的な調査をして、つかまえていないようではありますが、それは、これからぜひやってもらわなければいけないことでありますから、その調査に待つとして、私も、この全国的な調査がなければ、お話しのように一つのモデルといえますか、地域の調査を見る以外にない。そういう点で、たとえばこの福井県の農協婦人部が、十三市町村十五地区の調査を、去年の四十

八年九月に行なっている。これをざっと項目を見てみると、ちょっと指摘をしてみますと、第一に、農外就労している主婦の数は五七%、約六〇%です。それからこの年齢を見ると、三十一歳から四十歳が四二%、四十一歳から五十歳が三五%、合わせて七七%。大抵子供さんへの手が要らなくなったこの層に農外の就労が非常に多い。それからつとめ先は土木、建設等の現場といえますか、こういうところが三〇%を占めている。福井県は繊維関係が多いのでこれは三四%あります。これはかなり特殊な例だと思えます。土木関係といえますか、建設関係に働く割合が全国的に非常に多いのじゃないか。それからつとめ人をするようになったその動機は、やはり経営規模が狭くなったというのが二七%、一番多い。子供が大きくなったという点もあります。それから収入の使途は、やはり生活費に回すというのが五二・五%で一番多い。

問題は、そのつとめの前後に朝晩に農業をやっているかと、こういう調査をしますと、二時間以内働いているのが五二・八%、二時間以上働いているのが一三・四%、言うならば六六・二%——六六%の農外就労をやっている主婦が、帰ってきてからまたその農業の作業についている、こういうことが言える。そこで、つとめて一番困ることは何か、という項目がずっとありますが、一つは、家事がおそろそかになって困るというのが二三・二%ありますが、もう一つ過労になるというのが二一・五%、約二二%の主婦は、みずから過労状況にあるということをお訴えているということが言える。これは思ふのです。しかも、これを、先ほど御

答弁の農婦症という中身について調べてみると、肉体的な疲労を訴える者が六六・六%、精神的な疲労を訴える者が四九・四%、神経的な疲労が七〇・三%。こういうように見ると、この多数の主婦が、農外に就労し、あるいは帰ってきて、うちで働いて、そういう中で日々疲労が重なりつつあると。こういうことが、私は、かなり言えるのじゃないか。こういうものが蓄積をすれば、やはり重要な農村にない手である主婦の健康にいろいろ問題が、大きな問題が出てくると思

います。

そこで、全国的に、これはまだ一つの、一地域の調査にすぎませんが、こういう健康管理のために健康の集団検診、そういうことをずっとやって健康管理をやっているわけでありまして、これが全国的にどういふように行なわれているか、この点をひとつ伺いたい。

○政府委員(松元威雄君) まあ私も、実はこの仕事は、生活改善事業の一環としてやっているわけでございます。そこでこの問題は、おそろく労働省の面もございまして、厚生省の面もあるかと思ひまして、私も、この健康管理特別事業という中で健康診断しながら、いわばその一つの手段として健康状況、それから疲労状況、それから先ほど農婦症ということばが出ましたが、そういう状況というのを調べたわけでございます。したがって、まあおのずからどうしてても対象がモデル的と申しますか、限定されるものでございまして、同じような手法をもって直ちに生活改良普及事業として、全部実態を把握するのはなかなかむずかしい点がございまして、やはり拠点的なモデル事業を通じてそういう中で健康、疲労、それから病気というものを把握して、こういうふうな考えておるわけでございます。

○辻一彦君 それは、具体的に、たとえば主婦の健康の問題で血圧、あるいは血液の比重、さらに心臓病、婦人病、農婦症、こういうものについて、かなり調べられたデータが政府間にありますか、いかがですか。

○説明員(島田晋君) お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘にございました農婦症、貧血でございまして、農婦症の研究につきましては、四十六年から、農業機械化による健康障害に関する研究ということで、日本農村医学会に委託いたしました。農婦症等の研究を行なっております。また、貧血でございまして、四十七年から、農村における貧血の疫学的臨床学的研究というこ

とで、これも日本農村医学会に委託して研究を行なっております。

○辻一彦君 この問題で四十分ぐらいい聞きたいと思つたんですが、ちょっと時間が、全般の中で追つておるようですから、省略して要点だけ、ポイントを二、三お伺いすることにします。

で、私もいろいろこの調査を見ますと、懸念されるのは、主婦の血液を調べると、せっかく献血しても役に立たないというか、濃度が薄いというんです。このパーセントが、たとえば男女の平均では四一・三%血液比重が軽い人があるんですが、このうちで女子は特に四八・八%、約半分が血液比重が軽いといわれる。これは明らかに過労状況をあらわしていると思う。それから心臓病、婦人病、それから農婦症等とあります。私はデータを紹介したりすることはもう省略しますが、全般的に見て、家の中で働き、それから外に働いて、また、帰ってきて働く。こういうことで、過労状況はたいへん多いと、重いと私は思ふわけですね。そこで、特に要望したいのは、この主婦のこういう過労状況については、十分な対策を立てて、集団検診、それから健康管理等に注意してぜひとも十分に対処してほしい。これはひとつ要望しておきます。

そこで、あとの農業者年金の問題であります。こういう主婦の過労状況ということで、農村の婦人の中に、男子と同じように農業者年金の中に加入ができる道を開いてほしい、という声が非常にいままで強かったわけです。これは私も、昨年の八月二十八日であったか、農林年金法案の審査の中で、この問題を強く要請しておきました。が、審議の機会に要請しておきました。が、今度の改正案の中で、これは使用収益権の設定という点を通して道が若干開かれておりますが、ごく簡潔でけつこうですから、この主婦の要請がどうも道が開かれようとしているか、簡潔にちょっと御

答弁いただきたい。

○政府委員(大山一生君) 兼業農家を中心になると思ひますけれども、妻につきまして本制度に加

入させろ、という御要請が非常に強い。こういうような事態がございますので、今回の制度改正を機会といたしまして、実質的に妻がその経営を主宰しているということでありますならば、夫からの使用収益権の設定を受けるといふか、この加入するに措置してまいりたいと、こういうふうにご考慮のわけでございますが、基本的な考え方としては、先生御存じのように、この制度というものが、農業経営主として土地を処分する権限を持っている者、こういうことに着目してやっておりますので、妻であるからということだけでは困る。つまり実質的に妻が経営を主宰しているということでありますならば、夫との間に使用収益権を設定する中におきまして加入する措置を認めたい、ということでございます。

○辻一彦君 私、そういうことによつて主婦の一部が、使用収益権の設定によつて加入の道が開かれたということは、半歩か一步の前進であると思ひます。しかし、それは第二種兼業農家のいわゆる夫、御主人のほうは、これはある職場に行つて、年金等の制度がありますからそれとやれる。だから、実質的に、経営の中心である主婦が、その道が開かれぬというのはいかぬ。こういうことで使用収益権を設定すれば、第二種兼業農家の妻については私は、それは可能になると思ふ。しかし、第二種兼業農家の主婦、妻と同じように苦勞している専業農家やあるいは第一種兼業農家の妻、これにはこの道は私には開かれぬと思ふ。そうしますと、同じように苦勞している、からだをすりへらして——その実態を詳しく御紹介はできなかったんですが、苦勞している主婦に、片やその道が開け、片やその道が開かれぬということ、私は一つの差別になると思ふんですね。そういう点で残つた主婦の問題をどうお考えになるか。

○政府委員(大山一生君) 確かに、先生の御指摘のような問題が、日本の農業経営の場合において、ある意味において、家といふか、こつてで経営が行なわれているという問題の一つとして、確かに

にその問題はあると思つております。ただ、こういう年金制度ということになりますと、やはり処分権者といひますか、処分し得る権限を持つていふことに着目せざるを得ないということでございます。で、第二種兼業農家でない、いわば一種兼業農家なんかの場合におきましても、実質的に妻がやっておられるということであるならば、これは、妻にいわば使用収益権を設定するといふか、これを加入することである、といふことができる。ただ、その場合に、夫といふものは一体、農業経営上どういう位置を占めるのかといふことで非常にむづかしい問題があろうといふふうにご考慮のわけでございます。いま、われわれといたしましては、年金というものが、一つの権能とのからみ合わせにおいて存在するという限りにおいて、結局、妻の問題に対する御要望に對処するには、それ以外の方法はないだろうと、こういうふうにご考慮のわけでございますけれども、将来の問題といたしましては、衆議院の決議にもございました農業従事者確保の観点から、この問題については今後とも検討課題としていきたいと、こういうふうにご考慮のわけでございます。

○辻一彦君 大臣にお伺いしますが、先ほどから何回か同僚委員からも、先輩からも御発言がありました。昭和四十五年四月十日、参議院の本案において、本家が、代表質問によつて、また、答弁によつて、この性格が明らかにされております。すでに、きょうも御答弁がありました。その参議院本院議における御答弁でも、当時の倉石農林大臣から、この農業者年金法案は、一つは、政策年金としての性格があり、一つは、福祉老齢年金の性格があると、こういう答弁がされておられる、きょうも確認をされておつたと思ひます。そこで、政策年金としての意味は、私は、経営移讓年金の問題でありますから、だから、これは、一家に夫が妻が、どちらかが所有者であるか、あるいは使用収益権を設定することによつて該當者になる、これは私はやむを得ない。しかし、第二の柱の、いわゆる老齢福祉年金という点

を、もう一つの大きな柱として考えるならば、この残された主婦の問題を、私は、当然解決する何らかの道を開く必要がある、こう思ひます。この法案の、もともと政策年金と福祉老齢年金の二つの性格を持った点から、あとのほうから見た場合に、この主婦の問題は、このままに放任できない問題であると思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) その点は、いま政府委員からもお答えいたしましたことと同じことだと思ひますが、私ももととして、この年金制度は、いまお話のございましたように、一方においては、政策的な意味がある、もう一つは、老後保障といふこと。で御存じのように、六十五歳になれば国民年金に皆入つてまいります。その上に、老齢年金といふのは入るわけであります。そこで、いまお話のものは、経営移讓等に関するものも含めておると。そういう点につきましては、將來ひとつだんだん検討してまいらねばならないか、こういうふうにご考慮のわけでございませう。

○辻一彦君 もう一度確認しますが、経営移讓年金の問題のほうは、これは私は一家に一人だと思ふのです。しかし、主婦のほうは、第二種兼業農家の妻ならば、使用収益権の設定によつてかわることができるとも、第一種兼業農家の妻や、あるいは専業農家の妻の場合には、そういうわけにはいかぬ。そうすれば、老齢年金のほうにこれからはひとつウェイトを置いていくとすれば、当然、私は、この残された主婦といひます。妻についての道を開くということが大事だろふと思ふ。それに対して大臣は、この問題については具体的に何らかの検討をするという御発言であります。どういふ場所、いつを目ざして御検討になるか、これをひとつお伺いしたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) いま、お答えいたしましたように、これは移讓年金のものはそれでよろしゅうございます。わかりました。その点はもう問題ないと思ひます。で、その他の家族といふのは、国民年金に一樣に入れるわけでありますから

……で、この年金は、いま、しばしば申し上げておりますように、五年早く入るわけでありまして、当然国民年金に入つていくときには、いま申し上げましたように、その上に移讓年金が加わつていくわけでありまして、それはそれでいいと思ひます。で、他の者のことをいま御指摘なさつていらつしやるのだと思ひます。それは私も、現時階においては国民年金といふものに当然入つていけるわけでありまして、これは一般の他の仕事に従事しておられる国民全体が入る国民年金であります。そこで、たぶん辻さんの御指摘の点は、私も、先ほどこの制度をつくり出すときにも考えました、要するに、農業といふ特別な勤勞、筋肉労働の加わるものに従事しておられる方々の将来についてどうしたいかといふふうなこともいろいろ考えたと思ひますが、そういう点について一体どうあるべきであるかといふことになりまして、ほかの公的年金との関係もございませうけれども、特殊な意味で、私もはさらに勉強してみねばならないと思ひます。はい、こう考へておるわけであります。

○辻一彦君 時間的にちよつと十分論議ができぬのですが、この使用収益権を設定せざる妻、主婦についても、何らかの対策を今後検討し、考へていかなくてはならない、こういう御発言と受け取つていいですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) はい。

○辻一彦君 これは、ぜひ私は具体的に検討していただきたい。全国の農村婦人のたいへん大きな声だと私は思ひます。

最後にもう一つ、農業労働者災害の問題について。昨年の九月二十日に、前橋内農林大臣が、この委員会の論議の中で、かなりな質疑のあと、農業機械の安全法規とあわせて農業労働災害のこの新しい法制化について検討する、ということを確認に御答弁になりましたが、その後、農林省として、あるいはこれからどうされる考へか。これをひとつお伺いして、私、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農業者のみを対象とした災害補償制度を創設することにつきましては、一つには商業者、それから左官、大工さんとか、農業者と同様な労働形態を有する業種がございますが、これらの業種について特別な制度はつくられておらないわけでありまして、そこで、生命保険等、民間共済制度によりましてカバーされておるわけでありまして、農業者だけ特別に取り扱うかどうかの問題があると思ひます。先ほどの主婦の問題も同様であります。また、もう一つは農作業事故の実態が把握されて、事故率の高いものにつきましては、すでに労働者災害補償保険法の特別加入の道が開かれております。その他の農作業事故につきましては、事故の態様、それから事故率等がまだ十分に把握されていないという実情がございます。そこで、こういうむずかしい問題がございますが、四十九年度におきまして全国的に精密な事故実態調査を実施することにしたしておりますので、この成果を待ちまして、さらに検討を進めたいと思っております。

○委員長(初村瀧一郎君) 他に発言もなければ、本件に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(初村瀧一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀井善彰君が委員を辞任され、その補欠として柴立芳文君が委員に選任されました。

○委員長(初村瀧一郎君) それではこれより本案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより本案の採決を行ないます。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を問題に供します。

【賛成者挙手】

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案いたします。

案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、食料自給度の向上の担い手として重要な使命を有する農業者の老後生活の安定と農業経営の近代化に果たす本制度の役割の重要性にかんがみ、年金給付の充実と加入の促進を図るとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努めるべきである。

一、農業者の老後生活の安定と後継者の確保に資するため、農業者老齢年金水準を更に一層引き上げるよう努めること。

二、本制度に期待される役割を十分実現するため、農業者の保険料の負担をできるだけ緩和するよう今後一層国庫助成の引上げに努めること。

三、兼業農家の妻等で実質的な農業経営主である者について年金加入の途を開くこと。

四、農業者年金について、所得等に応じ、充実した年金給付が行われるような措置を検討すること。

五、農業者年金加入要件たる下限面積について、実態に即するよう改善すること。

六、農業者年金制度における短期間の年金受給者の遺族について掛け捨て防止的な観点から、特別の措置を講ずること。

七、農業者年金基金の積立金の運用に当たっては、農業者への還元を旨とし、融資の円滑化に努めること。

右決議する。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしましたし、十分検討の上善処するようつとめてまいりたいと存じます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)に対する附帯決議案が先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案いたします。

案文を朗読いたします。

一、現行掛金率が高水準である現状にかんがみ、給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに、財源調整費については、特にその増額を期すること。

二、年金財政の健全性を保持するため、前記補助のほか私学共済の例に準じた都道府県補助その他の公的財政援助措置の強化につき検討すること。

三、掛金の負担割合については、組合員の負担軽減を図る方向で検討すること。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農林漁業団体職員の身分の安定、老後保障等を促進するため、職員の給与等、待遇の改善について指導に努め、本制度については、農林漁業団体の特性をふまえた職域年金としての制度改善、給付内容の充実、次期財政再計算期に備え年金財政基盤の確立を期するよう、左記事項を検討し、その実現を図るべきである。

四、既設年金の改定にあたっては、賃金変動に対応した自動スライド制を創設すること。

五、旧法年金の一層の改善措置が必要であることにかんがみ、その給付改善に万全を期するものとし、特に最低保障額については、本制度が厚生年金から分離したことを配慮し、新法の水準を考慮して是正すること。

六、制度の改善については、年金受給者の意向を反映するため必要な指導を行うよう努めること。

右決議する。

以上であります。

それでは本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上善処をまいりたいと存じます。

○委員長(初村瀧一郎君) なお、両案の審査報告書の作成はこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、農業危機対策に関する請願(第四三九四号)
一、畜産経営の危機打開に関する請願(第四三九五号)

- 一、昭和四十九生糸年度における基準糸価の引上げに関する請願(第四三九七号)
一、農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願(第四四九一号)
一、食糧の国内自給体制確立に関する請願(第四四九六号)

第四三九四号 昭和四十九年五月二日受理
農業危機対策に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

わが国の農業の緊急事態を直視し、早急に次の事項の実現を図られたい。

- 一、主要農産物の国内自給政策確立のもとに生産の地域分担を明確化し、再生産を補償し得る価格安定制度を確立すること。
二、農業用生産資材、流通資材等の価格抑制とその確保を図ること。
三、配合飼料の値上げ抑制対策を講ずること。
四、畜産物の輸入を抑制するとともに、畜産物政策価格を大幅に引き上げること。
五、生糸の輸入規制を強めるとともに、繭糸基準価格を大幅に引き上げること。
六、主要果実、野菜の価格安定制度を確立すること。

理由

経済の高度成長政策と農畜産物の海外依存政策等によつて、わが国の農業は、生産資材、配合飼料等の異常な高騰と石油危機をはじめとする国際事情の影響を受け、重大な危機を迎えている。

第四三九五号 昭和四十九年五月二日受理

畜産経営の危機打開に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

昨年来、飼料価格は、国際的な穀物相場及び船運賃の高騰等により、異常な値上がりをしており、加えて、畜産物価格は、輸入畜産物等の圧迫により低迷を続け、畜産経営は重大な危機に直面している。この緊急事態を直視し、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 一、飼料値上がりによる生産者負担軽減のため、緊急特別措置を講ずること。
二、畜産物の価格安定を図るため、輸入及び需給の調整措置を講ずること。
三、畜産物に係る価格安定制度の拡充強化を図り、再生産が確保できるよう保証基準価格の大幅な引上げ措置を講ずるとともに、流通の合理化を促進すること。
四、飼料の自給率向上を図るため、抜本的な対策を講ずること。

第四三九七号 昭和四十九年五月二日受理

昭和四十九生糸年度における基準糸価の引上げに関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

昭和四十九生糸年度における基準糸価を一万二千円以上に引き上げられたい。

理由

本年の繭並びに生糸の生産費は、生産資材等の高騰により大幅に上昇するものと予想されるにもかかわらず、生糸の価格は、金融の引き締め、輸入量の増大等により、昨年に比べて大幅に下落し、蚕糸業はかつてない苦境に立たされているので、このまま推移すると養蚕農家の生産意欲は減退し、ひいては蚕糸業の発展に重大な影響を及ぼすことになる。

第四四九一号 昭和四十九年五月九日受理
農山漁村における有線放送電話の育成強化に関する請願

請願者 北海道紋別郡西興部村字西興部五
五四興部村農業協同組合長 近藤
秀雄外十名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一六二〇号と同じである。

第四四九六号 昭和四十九年五月九日受理
食糧の国内自給体制確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新
宿農協会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 飯塚和夫外五百二十名

紹介議員 沢田 実君

この請願の趣旨は、第四〇八〇号と同じである。

昭和四十九年六月七日印刷

昭和四十九年六月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局